

第391回南国市議会定例会会議録

第4日 平成28年6月16日 木曜日

出席議員

1番 神崎隆代君	2番 植田豊君
3番 浜田憲雄君	4番 山中良成君
5番 岩松永治君	6番 西川潔君
7番 土居恒夫君	8番 高木正平君
9番 有沢芳郎君	10番 中山研心君
11番 前田学浩君	12番 村田敦子君
13番 岡崎純男君	14番 小笠原治幸君
15番 野村新作君	16番 浜田和子君
17番 浜田勉君	18番 土居篤男君
19番 福田佐和子君	20番 西岡照夫君
21番 今西忠良君	

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 橋詰壽人君	副市長 平山耕三君
副市長 吉川宏幸君	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦君
財政課長 渡部靖君	企画課長 松木和哉君
情報政策課長 崎山雅子君	危機管理課長 中島章君
税務課長 山田恭輔君	市民課長 島本佳枝君
子育て支援課長 田内理香君	長寿支援課長 原康司君
保健福祉センター 所長 岩原富美君	環境課長 島崎哲君
農林水産課長 村田功君	商工観光課長 長野洋高君
建設課長 松下和仁君	地籍調査課長 古田修章君
都市整備課長 若枝実君	上下水道局長 西川博由君

会計管理者兼 参事兼会計課長	橋田裕子君	福祉事務所長	中村俊一君
教 育 長	大野吉彦君	教育次長兼 学校教育課長	竹内信人君
生涯学習課長	谷合成章君	監査委員 事務局局長	細川千秋君
農業委員会 事務局局長	土橋愛君	消 防 長	小松和英君

＊

議会事務局職員出席者

事務局 長	秋田節夫君	次 長	公文知子君
書 記	岡崎辰彦君		

＊

議事日程

平成28年6月16日 木曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前9時58分 開議

○議長（西岡照夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（西岡照夫君） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。7番土居恒夫君。

〔7番 土居恒夫君登壇〕

○7番（土居恒夫君） おはようございます。

東京都の喧騒が過ぎた後、さすがにイチロー、偉業を達成しました。機を見て敏というか、イチローのことでありまして、東京都の話題が過ぎたらすぐに記録を達成しました。さすがということでもあります。イチローも一つ一つ積み重ねてそれが大きなものになったということを行っています。我々議会人も一つ一つ提案して、検証もしながら進めていきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして私から質問いたします。

私のほうから5項目の現状と解決策は。そして3つの提案と、先月終えました行政視察についてお聞きいたします。

では、現状と解決策の最初としまして、グループホームの入所条件また南部にある施設の災害時避難場所についてお伺いします。

まず、グループホームとは、御存じのように、認知症の症状を持った高齢者が少人数で共同生活を送りながら、専門スタッフによる身体介護と機能訓練、レクリエーションなどが受けられる地域密着型の介護福祉施設です。

最初に、グループホームの入所に関する疑問点についてお伺いします。その疑問は、入所に当たって6カ月間は南国市に住民票がなければグループホームに入所ができないということです。6カ月とは余りにも長いのではと思い、近隣市に問い合わせたところ、本市と同じ6カ月の縛りがあるのは香南市だけで、香美市、高知市はその縛りはありません。住所地特例もあるので本市の負担はさほど多くなるとは思えません。入所条件の6カ月という縛りを緩和する意向がないかをお伺いします。

次に、南部に位置するグループホームふなのの里とレッツの避難についてお伺いします。グループホームふなのの里は、久枝地区下島に位置し、津波浸水区域から5ないし10メートル、グループホームレッツは里改田の山口団地の入り口に位置し、津波浸水区域で5メートルぐらいの浸水が予想されています。

そこで、その2カ所の施設の南海トラフ地震発災時の避難体制についてお聞きしたいと思います。ふなのの里の350メートル南には下島避難タワーがあり、大変心強い存在であります。そのタワーまでたどり着くには、南への緩やかな坂道、さらにタワー内部はスロープで上る構造になっていて、そこを上がっていかなくてはなりません。

もう一方、グループホームレッツも最近避難場所ができました。その避難場所もふなのの里と同じ350メートルぐらいの山の中腹にあります。ところが、距離もさることながら、今言いましたように、山の麓にあるため急な坂道そして竹やぶなどを切り開いてあり、地権者の意向で地面が舗装されてなく、草刈りなどを頻繁にしなくてはなりません。しかも崖が迫っていて、地震での揺れで崩れないかと大変心配な場所と感じました。

2カ所の避難訓練時では、車椅子やシルバーカーなどでの距離にはかなりのマンパワーを要し、困難を来しているようです。しかし、現状ではそれぞれの指定避難場所を一時避難として利用せざるを得ないでしょう。しかし、いつまでも要援護者がそこにとどまることはかなり苛

酷と思われます。

そこで、お伺いします。この2施設はもちろん、そのほかの施設とも災害時の避難対応については十分な話し合いのもとにできていますでしょうか。そして、近くにある三和及び建設中の前浜防災コミュニティーセンターへの避難等はできないのかをお伺いします。

2点目に、保育士不足についてお聞きします。

なぜ保育士が不足するのか、このことを簡単に結論づけることはできませんが、その要因の一つとして、責任が重く、重労働の割には給料が安いなどの待遇が悪い点が上げられるでしょう。保育士の月給は、全国レベルで言うと約22万円で、全職種平均より11万円ほど安く、人材が定着しないとも言われ、ともかく質・量ともにこの構造的な問題は避けて通ることはできないでしょう。国の一億総活躍プランでは、来年度から保育士全員の月給を約6,000円引き上げることや、経験を積んだ保育士の月給を4万円程度引き上げることが示されていますが、消費税引き上げ延期に伴ってどうなるかわかりませんが、別財源で対応してくれるようなので期待したいと思います。

そこで、お聞きしたいのは、本市の保育士不足の現状についてとその解決策です。4月の全産業の有効求人倍率1.34倍に対し、保育士は1.62倍と、事業所側には大変厳しい状況となっています。幸い高知における有効求人倍率は、ことし4月に0.99倍で、ほぼ就職ができるようです。しかし、これも正保育士ではないようなのが現状です。

現場では、なかなか求人しても人が来てくれない、入ってもすぐにやめるという声も聞きます。今後はきめ細かな保育サービスが求められてくると思われれます。保育の需要がピークになるのが平成29年度で、保育士が7万4,000人不足すると見込まれています。どうやって保育士を確保するかは、全市町村が抱えている課題です。

そこで、保育士不足に備えるために、他市との差別化として手を打っておくべきではないでしょうか。例えば浜松市のように、再就職を支援するために保育士の子供は優先的に入所させている例もあるということです。本市にも資格を持ちながら働いていない潜在保育士の保育現場への復職です。

厚生労働省によると、2014年度の保育士登録は約125万人ですが、実際に保育所で働く人は約45万人で、潜在保育士は実に約80万人もいるようです。本市の現状はどうでしょうか。そのためにも保育士人材バンクの活用等があると思います。そして、保育士就学資金貸付事業もあるようですが、それらも含め今後予想される保育士不足の解決策をお伺いします。

3点目、道路についてお聞きします。

まず、県道栗山大津線の下田川を横断する橋の建設についてです。これは私が議員にならせていただいた最初の年に質問をしました案件、つまり丸4年以上たっている案件です。その案件が今も何も変化の兆しが見えませんが、再度質問します。県道が途中で切れているのはどう考えてもおかしい話です。

そして、同じ道路問題で西南農道の整備についてお伺いします。西南農道は、農道と位置づけられてはいますが、交通量においては市道、県道とは何ら変わりはありません。むしろ大型車両に至っては、三和の物流センターがあるので大変多くて、舗装が何度となく削られ、そのたびに舗装をやり直しているのが現状です。継ぎはぎのような補修をしなくて済むような根本的な解決策がないのかお伺いします。

それから、蛸の森トンネルの南出口から南約150メートルの道路の東側は、法面から雑草が多く、ガードレールも見えないくらいになり、大変危険な状況です。除草をやってはいますが、雑草の勢いがとまりません。何か解決策がないのかお伺いします。

あわせて西南農道にはスピード規制の道路標識がありません。これは土居篤男議員も聞いておられましたので、再度お聞きします。そのために交通事故も起きています。道路標識の設置状況についてお伺いします。

4点目に、道の駅風良里の整備についてお聞きします。

まず、風良里の敷地南側にある日本庭園についてです。その日本庭園は、平成2年開催の国際花と緑の博覧会で名誉賞を授与された庭園を移設された由緒あるものですが、近年では余り注目されていません。そこで、この敷地を簡易な屋根のあるイベントスペースに整備改修できないでしょうか。改修すれば本市の農産物や商工業者の物販拡充につながると思います。そして、その敷地奥にある調整池も、10年以上前にしゅんせつして以来行っていません。今はスイレンが咲いていて見た目にはヘドロもないようですが、憩いの場としては大変お粗末な状態です。以前には噴水もあったようですが、それも含めてのイベントスペース整備改修についてお伺いします。

続いて、施設の上段にある駐車場の多目的広場についてお伺いします。多目的広場については、遊具の老朽化に伴い徐々に撤去されていって、今は閑寂な雰囲気、またあずまやも古くなり、雨が降れば中央部に水がたまり雨宿りもできません。全くお粗末と言わざるを得ません。そこで、ファミリー層やドライバーがくつろげる広場として再整備できないでしょうか。その点についてお伺いします。

そして、施設の南側にある県の情報棟の利活用についてお伺いします。この情報棟は今は全

く使用されておらず、大変もったいない建物ではないでしょうか。この情報棟は県の管理だということですが、もし使用がかなえば南側のイベントスペースの整備改修もあわせて来場者のサービス向上に大いに寄与すると思いますのでお答えください。

風良里の質問の最後に、ロードバイク用の駐輪スペースとサイクルラックの設置についてです。近年ブームになっているロードバイクにより、来場者も徐々にふえてきているようです。来場動機の向上につながると思われますので、サイクリストのために駐輪スペース確保とサイクルラックの設置を要望します。

今度は、提案についてお伺いします。

1つ目は、7月16日に後免町防災コミュニティセンターにオープンする、こども食堂についてです。そして、そこから見えてくることについて提案したいと思います。

このこども食堂は、子供たちに温かい御飯を通じて地域の住民とのかかわり合いの中でみんなが1つの家族のように楽しい時間を過ごせる居場所をつくることを目的に、中国出身の朱さんを中心に若いお母さんたちが開設準備を進めています。家族そろっての食事、そんな当たり前の環境にない子供がふえています。核家族や経済的理由などで孤食やコンビニ弁当を食べたりして、満足に夕食も食べていない子供が少なくありません。その背景にあるのが格差と貧困ではないでしょうか。

そして、こども食堂では学習支援なども視野に入れているようです。そして、さらに後免の町の全体の勉強とか食堂の中で本を読み聞かせをしたり、そこを核として新しい展開も考えているようですが、本市では既に学習支援は福祉事務所のほうで実施されています。このこども食堂との協力体制についてのお考えをお聞きします。

また、小中学校を通じての広報を通じて、このこども食堂のお知らせなどの告知もできないかとお聞きします。

提案の2つ目に、食品ロス30・10運動を推進しませんか、ということをご提案します。

この運動は、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロス、全国で年間に約642万トンもあると言われていて、この642万トンは日本における年間の魚介類の量とほぼ同じと言われています。その背景には、飲食店などから出る生ごみのうち約6割がお客さんの食べ残しだそうです。つまり会食や宴会時の食べ残しが大変多いということです。

そこで、長野県松本市では、残さず食べよう30・10運動に取り組んでいます。そこで、少し内容を御紹介しますと、会食や宴会時に食べ残しを減らすために、以上について取り組んでいます。1つ、注文の際に適量を注文しましょう。2、乾杯後約30分間は席を立たず料理を楽し

みましょう。3、お開き前10分間は自分の席に戻って再度料理を楽しみましょう。ぜひ職場の宴会から始めていただき、もったいない心を心がけ、食品ロス削減の取り組みに御協力ください、という内容のものです。それを宴会開始時と終了10分前にアナウンスで呼びかけているそうです。

そこで、この運動は食品ロスはもちろん、ちゃんと席に着いて食事をすることは、つくった料理人にも敬意を表し、しかも自分の健康にもつながる大変いい取り組みだと思います。自分自身の宴会時における行動も、大変恥ずかしいことですが、これと真逆のことをしているもので恥ずかしいことではありますが、ここでこういう提案をすること自体どうかと思いますが、市民の健康を思えば、席に着いてしっかり食べてから返杯に回る、このことは意義のある運動だと思い、提案します。

提案の3つ目に、子供のインターネット等の共通ルールづくりを提案します。近年インターネット上の有害情報の氾濫によって、子供たちが犯罪に巻き込まれるケースや誹謗中傷する書き込みなどで被害が発生するなど、子供を取り巻く環境が変化しています。

こうした状況を踏まえ、インターネット等の共通ルールづくりが必要だと思います。携帯電話はスマートフォンの発達により大きくさま変わりしました。昨年度の内閣府の調査では、中学生の約半数、高校生の9割以上がスマホを利用しているそうです。今やスマホは子供のコミュニケーションに不可欠、その反対に危険を遠ざけるのは難しいことでしょう。

そこで、東村山市立では中学校の生徒会サミットにより共通ルールを作成しました。そのきっかけは、平成26年度の生徒会サミットでいじめ防止宣言を作成した際、いじめの一つにSNSなどによる誹謗中傷が上げられました。子供の間はいじめツールに使われたり、ラインやメールに対して返信しないとどう思われるだろうとか、どうして返信が来ないのかとか、不安や心配の種にもなっています。身体面でも寝不足や視力の低下につながりかねません。しかも恐ろしいことに、写真や書き込みが友人以外の人に出回り、重大な事件に発展したニュースも連日伝わってきます。

子供のスマホ利用状況を把握することが大事です。子供たちの考えで、そして家庭でも話し合っただけでルールづくりをすることが重要だと思います。このルールづくりをできることにより、自分や家族、友達の情報を守り、友達とのトラブル防止にもつながります。本市の中学校でのインターネット等共通ルール作成を提案しますが、御見解をお聞きます。

質問の最後に、行政視察を振り返ってということについてお聞きます。

先月、私たちはそれぞれの課題を持ち、行政視察に行き勉強させていただきました。今回

の視察に同行された3人の課長が偶然にも新人課長さんでしたので、そこで訪問先での感想や本市との違いや外から見て気づいたこととお聞きしたいと思います。松木企画課長には、きのうの今西委員長からの質問と重なりますが、よろしくお願いします。

以上で1問を終わります。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。長寿支援課長。

〔長寿支援課長 原 康司君登壇〕

○長寿支援課長（原 康司君） おはようございます。

土居恒夫議員さんからのグループホームへの入所について、そして5月に同行させていただきました行政視察の感想についてお答えさせていただきます。

まず、グループホームへの入所の件につきましてでございますが、平成18年4月から介護保険法で地域密着型サービスが規定されまして、グループホームはそこに位置づけられました。地域密着型サービスは、基本的には市内に住民票を置く方が利用するものとして位置づけられているサービスでございます。よって、グループホームは特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設とは違ってございまして、他の自治体から直接施設に転入した場合に、転入前の自治体が保険者になる住所地特例というものが適用されないものでございます。

国は法改正の際に、他市町村から転入して入居するケースがふえ、実質的に事業所設置市町村の被保険者の適切な利用が阻害されることになれば、当該市町村における地域密着型サービスの適正な運営確保が困難になる可能性があることから、転入から何カ月か経た方からの入所を可能とする等の条件を市町村が付すことができるといたしました。

南国市では、転入後6カ月以降の入所を可能としております。これにつきましては、地域密着型事業所が所在市町村にお住まいの方の利用を考慮しており、市内在住の方の利用を確保すること、そして他市からグループホームに転入された方には住所地特例が適用されないため、施設の所在地市町村の給付費負担になることを考慮したものでございます。

転入後、入所可能になるまでの期間につきましては、このようなことから設定しておりまして、現状のまま継続したいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

続きまして、行政視察についての感想を述べさせていただきます。

今回、教育民生常任委員会の行政視察に同行させていただき、三重県いなべ市では介護予防事業を、奈良県生駒市ではジェネリック医薬品の利用促進への取り組みを勉強させていただきました。貴重な機会を与えていただきました土居篤男委員長さん初め委員の皆様方にはお礼を申し上げます。ありがとうございました。

視察の内容につきましては、土居議員さんの御質問の際にも触れさせていただきましたので、視察内容以外に感じましたことを少し申し上げたいと思います。

両市では、訪問させていただきました際には手厚い歓迎をいただきました。いなべ市は合併による分庁方式をとっておりまして、訪問いたしました庁舎は小さな森の中にあり、美術館のようなたたずまいでございました。視察会場の席にはメッセージや手づくりのコースターが添えられておりまして、細かな御配慮にいきなり感激したところでございました。

生駒市は、介護施策への取り組みでもよく知られているところでございます。昨年の10月から総合事業を開始いたしまして、パワーアップ事業という体力づくり事業に力を入れていらっしゃいます。生駒市は大阪への通勤圏でありまして、住宅が非常に多いところでございます。生駒市に訪問いたしまして初めてわかったところですが、生駒市は坂の町でした。住宅地の至るところは坂がありまして、足腰が弱くなりました高齢の方が生活していくためには、少し厳しい条件と感じたところです。生駒市が体力づくり事業に取り組んでいる背景には、やはり地域の特性というのがあるのではないかと感じたところでございました。

先進的な事業を実施していらっしゃいます両市でお話を聞きますと、取り組みを始めるきっかけとして強調されていたのは、危機感だと思えました。南国市もかつて介護保険料が全国で上位になった時期がございました。その際の危機感からの取り組みが、今の南国市の介護保険の状況にあらわれていると思っております。これからも危機感を持ちまして高齢者施策に取り組んでいきたいと思っております。

高齢者施策は非常に多岐にわたっております。今後も先進地の視察等の機会がございましたら御一緒させていただければと思っておりますのでございます。

簡単でございますが、感想を述べさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（西岡照夫君） 危機管理課長。

〔危機管理課長 中島 章君登壇〕

○危機管理課長（中島 章君） おはようございます。

土居恒夫議員さんのグループホームの避難についての御質問につきましてお答えいたします。

グループホームふなのの里につきましては、津波避難タワー建設時の説明会に出席していただいております。また下島浜タワーの避難人数の中にも入っております。

グループホームレッツにつきましては、山口団地西にある間田避難場所1への避難時には、地元自主防災会の手助けをお願いし避難することになっていると聞いております。

そのほかグループホームレッツやグループホームひよしにおきまして地震・津波の学習会を

行っており、またケアマネジャーを対象とした学習会も実施しております。今後におきましても、各施設において学習会開催の要望がありましたら実施いたしますので、御相談をお願いいたします。

津波避難のポイントは、揺れたらまず身の安全の確保、長い揺れ、強い揺れの後は必ず津波が来ると思っていたき、避難勧告等が出ていなくてもとにかく急いで高くの避難場所に避難する。津波警報等が解除されるまで戻らないことです。

津波避難計画を立てる場合は、事前に津波の到達時間、津波の予測区域、避難場所、避難経路、危険箇所などを把握し、計画しなければなりません。そして、避難訓練を行い、避難計画に無理がないか確認しなければなりません。作成した避難計画に基づき、ふだんから訓練を繰り返し行うことが大切です。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 子育て支援課長。

〔子育て支援課長 田内理香君登壇〕

○子育て支援課長（田内理香君） おはようございます。

土居恒夫議員さんの保育士不足についてお答えいたします。

待機児童、保育所不足と同じく保育士不足問題が全国的に言われております。本市の民間保育園、公立保育所においても、年度途中から必要となる加配保育士、乳児担当保育士及び保育士の産休・育休・病休などによる代替保育士の確保が難しい状況でございます。このような状況の中、数の把握ができておりませんが、本市にも保育士資格を持ちながら現在保育士として就労していない潜在保育士の方が多くいらっしゃると思われまます。

今、高知県は必要な保育士が確保できるよう、人材育成、就業継続支援、再就職支援の取り組みを推進しており、委託を受けた高知県社会福祉協議会が保育士の人材確保事業、保育士の就学資金等貸付事業などを実施しており、今年度より潜在保育士に対する就学準備金等の貸付事業も開始されます。これらのことにつきましては、本市においても周知、啓発を積極的に行い、次世代の保育士養成、潜在保育士の再就職などの支援に取り組んでまいりたいと考えております。

また、保育士確保の困難な要件となっております保育士の社会的地位及び処遇につきましても、現在の保育士に要求される高い専門性に見合う根本的な改善を国に要望し、そして私たちは所長会、園長会などで現場の声、意見を参考にしながら本市としてできること、しなければならないことを考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 建設課長。

〔建設課長 松下和仁君登壇〕

○建設課長（松下和仁君） 土居恒夫議員さんの御質問にお答えいたします。

1点目の下田川への橋梁建設についてであります。高知県中央東土木事務所に確認を行いました。県道栗山大津線は下田川をまたぐ橋梁のみが未整備の状況でございます。下田川の右岸、北側につきましては、既に橋梁のためのスペースを確保できております。しかし左岸側、南側については橋梁がかかる部分の現道を最大3メートル近くかさ上げする必要があります。その影響を受ける沿道、人家のかさ上げなどや広範囲な用地買収が必要となります。また、買収予定地内には登記後60年以上経過した23名の共有地がございます。平成26年度には概略設計を完了し、現在その実現に向けて用地問題を初めとする諸課題を整理中と聞いております。

2点目の西南農道についてであります。南国市西南地区、稲生から十市を結ぶ幹線農道として昭和63年から平成20年までの県営事業で整備してきた道路で、平成21年5月に南国市が高知県から譲与を受けました。新設整備時には腐葉土、粘性土の軟弱地盤に対応する工法で設計施工していましたが、交通量の増大により、農道基準で設計施工した路面が沈下している状況であります。引き続き不等沈下した箇所を部分的に補修し、沈下がある一定おさまった段階で、現在の交通量に見合う舗装構成による全面的な舗装改良を実施いたします。

3点目の蛸の森トンネル南出口付近の法面土羽における雑草についてであります。現在草刈りで対応をしております。しかしながら、将来的に維持費のことも考慮し、土羽面に防草シートを設置していくことを検討してまいります。

4点目の蛸の森トンネルの南出口から県道春野赤岡線までの速度規制の標識であります。高知県警本部交通規制課において、ことしの秋ごろに設置する予定と確認しております。また、西南農道を東西に横切る市道においては、路面標示や交差点ありなどの注意を促す補助看板等を設置し、市民の安全な通行の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 村田 功君登壇〕

○農林水産課長（村田 功君） おはようございます。

土居恒夫議員の道の駅風良里の整備に関する御質問にお答えいたします。

議員御指摘の本館棟南側の日本庭園は遊休地の状態で、調整池も道の駅開業時から既に噴水

は機能しておらず、情報棟も本来の役目を果たしておりません。

特に情報棟は、現在の場所に本市が道の駅風良里を整備する前から高知県が建設し、情報発信していましたが、風良里整備後はその役目を道の駅に移管という形で業務を終了し、今はイベント時の更衣室やゴールデンウィーク時の物販の一時保管庫としての使用状態です。

今、道の駅としましては、国交省が整備して昨年12月に供用開始された北駐車場効果による来訪者増加を契機として、従前から手狭であった本館棟の物販エリアの増築を計画しております。その整備にあわせて先ほどの情報棟も含めて施設、用地の有効活用を図りたいと考えており、具体的には、増築時に一体的に庭園の敷地を平地化してイベントスペースを確保するとともに、情報棟は本市だけでなく、高知県の観光情報の拠点施設として再整備できればと考えておりますが、調整池の整備には大がかりなしゅんせつ工事が伴うため、めどが立っていないのが現状でございます。

また、施設東側駐車场上段多目的広場は、あずまやや遊具は老朽化が進み、広場全体に凹凸があり寂しい状況ですが、なだらかな面に整備するなど、家族連れの方々が集えるオープンな雰囲気広場に整備することで、集客に結びつくのではないかと考えております。

なお、この道の駅用地は高知県の道路用地であり、中央東土木事務所に占有料を払い管理を受託しているものでございまして、施設整備については土木事務所に協議、必要な許可を得なければなりません、できることを役割分担して事に当たりたいと考えております。

最後に、近年ブームの自転車、ロードバイクの来場者が増加傾向にあります、ロードバイクはスタンドがないため駐輪場所が限られます。議員御提案の駐輪スペース確保とサイクルラック整備は、今後のサイクリスト来場のきっかけにもつながると思いますので、できるだけ早くに整備に入りたいと考えております。御提言ありがとうございました。

○議長（西岡照夫君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 中村俊一君登壇〕

○福祉事務所長（中村俊一君） 土居恒夫議員さんの御質問の中に、こども食堂についてのお尋ねがございました。こども食堂に定義はございませんが、全国的に展開され始めているその多くは、経済的事情により食事が満足にできない生活困窮世帯やひとり親世帯の児童・生徒に、月1ないし2回食事を提供しているもので、運営はNPO法人、社会福祉法人、ボランティア団体などさまざまです。

御質問のあった後免町防災コミュニティーセンターでの活動も、そのような趣旨にのっとったものだと聞き及んでおりますが、公民館活動の中に位置づけ、クッキング教室という名称も

冠しておるようです。この活動は、児童福祉の向上のみならず、地域内の交流や世代間の交流が図られ、地域のコミュニティー能力の向上にも寄与するものと考えております。

昨日ちょうど関係の方からチラシをいただいておりますので、こども相談係、保護係など訪問の際にはこのチラシを配付してまいりたいと考えております。

一方で、福祉事務所としては、生活困窮者自立支援事業の中で子供の学習支援を準要保護家庭の中学生を対象に行っております。このことは国庫補助2分の1の要件に合うように実施しておるものです。

子供の居場所づくりとして学習支援からこども食堂のような活動への発展につきましては、今後検討いたしますとともに、国の動向につきましては、関係団体や児童福祉に関心のある方への情報提供も行ってまいります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 総務課長。

〔参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 西山明彦君登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦君） 土居恒夫議員の食品ロス30・10運動の御提案につきましてお答えいたします。

土居議員さんの提案されました30・10運動は、御紹介がありましたように、長野県松本市がごみの減量化を目的に2011年に残さず食べよう30・10運動と提唱して始まったようでございます。御提言のように、ごみの減量化には有効なものであると思います。

本市におきましては、市政報告でも御報告いたしましたように、平成27年度の一般廃棄物につきましては、総収集量が約1万3,798トンで、対前年度比233トン、2%の減となっておりますが、さらにごみの減量化に努めていかなければならないと考えております。

この運動で、ごみがどれだけ減量化できたかは具体的な数値が示されておられません。土居議員からは、健康につながるというようなことでもございましたけれども、宴会で出される料理につきましては、栄養素としていささか偏っているのが実態ではないかなというふうに思います。そういった点から、私は健康につながるのはどうなのかなという印象を持っております。

また、特に高知県の宴会文化は皿鉢料理をそれぞれが取り合う形態でございますし、他県にはない返杯の文化もございます。なかなかなじみにくいのではないかなというふうに思います。私たちはこの土佐の宴会文化を大切にしたいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 土居恒夫議員さんからの御質問にお答えをいたします。

まず、こども食堂については、先日実行委員会の方にも直接来ていただいて御説明を受けておりますので、各学校への連絡、案内を今後していきたいと考えております。

次に、子供のインターネット等の共通ルールづくりについてでございますが、近年携帯電話やスマートフォンを所有する児童生徒の割合は、全国的にも増加傾向にあり、南国市内の各小中学校におきましても、児童生徒のスマートフォンの所有率は年々増加してきており、時にはラインや掲示板への何げない書き込みから友人間でのトラブルにつながったという事例も発生しております。携帯、ネットにかかわる問題は、今や子供たちの生活と密接に関連するものであり、南国市内でも課題の一つとして認識をしているところでございます。

秋田県では、携帯電話は学校における教育活動に直接必要のないものであり、児童生徒が授業に専念する環境をつくる必要があることを考慮し、県教育委員会が学校における携帯電話の取り扱いについて定め、原則各学校への携帯電話の持ち込みを禁止し、学校、家庭、地域が一体となりセルフコントロールできる児童生徒の育成に努めております。また、東村山市の件につきましては、議員さんからも報告がありましたように、取り組みも聞いておる次第でございます。

県内では昨年度、幡多市町村教育委員会連合会や幡多小中学校長会、幡多地区小中学校PTA連合会が協働した幡多っ子ネット宣言のように、子供に携帯電話やスマートフォンを持たせる場合、親子で約束をしっかりと結び、夜9時以降は親が子供の携帯電話やスマートフォンを預かったり、フィルタリングをかけ利用を制限し、家庭でのルールづくりを呼びかけているという事例もあります。

また、宿毛市では、きびなごフォーラムと題しまして市内各中学校の生徒会のメンバーが集まり、携帯やスマートフォンの利用に関して生徒会としてできること、個人でできること、大人ができること等について話し合いを行い、啓発を進めている事例もございます。

本市の各学校では、啓発団体や警察官などを講師に招き、児童生徒を対象とした授業や保護者や地域を対象とした研修会等を行う学校がふえております。今後は、家庭での携帯電話やスマートフォンの利用に関するルールづくりも含めまして、市内各小中学校、PTAとも連携をしながら正しい利用法の啓発に取り組んでまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 企画課長。

〔企画課長 松木和哉君登壇〕

○企画課長（松木和哉君） 土居恒夫議員さんより行政視察を終えての感想ということで、お答えをいたします。

昨日の今西議員さんの答弁におきまして一度感想を述べさせていただいておりますので、重複する部分については省略し、簡単に感想を述べさせていただきたいと思います。

私は、総務常任委員会の行政視察に同行させていただき、静岡県伊豆市と群馬県桐生市へと訪問いたしました。

群馬県桐生市では、高齢者運転免許証自主返納支援事業について研修をいたしました。この制度は、高齢者の運転による交通事故を減少させることを目的として、満65歳以上の運転免許証の自主返納者に対して支援を行うものです。支援の内容としましては、路線バスの1年間分の定期券または市内を走るデマンドタクシーの回数券のいずれかを本人の申請により支給するもので、ほかにも協賛店として市内の約100店舗で割引やサービスが受けられるようになっております。また、免許返納後60日以内に電動アシスト自転車を購入した場合には、一定額の補助も受けられるようになっておりました。

高知県では、65歳以上の運転免許返納者に対して、運転経歴証明書を提示すれば協力加盟店で割引が受けられたり、一部の公共交通で割引が受けられたりといった支援制度はありますけれども、それは限定的なものとなっております。

本市においても、高齢者の自動車事故は絶えない状況でありまして、全国的にも認知症の高齢者が高速道路を逆走して事故を起こすといった事例も発生しております。家族が心配をして運転をやめさせようにも、本人が納得してくれないといった現状もあるようです。

こうした点からも、今回視察研修しました桐生市のように、市独自の支援によりまして高齢者の運転免許の返納のきっかけをつくってやるという意味では有効ではないかと感じたところでございます。

この視察研修により、他市町村の先進的な取り組みが勉強でき、また現場職員の職務に対する熱意を肌で感じ、大変刺激になったところでございます。こうした事例なども常に情報収集を図りながら、これからの業務に生かしていきたいと思っております。

このような機会を与えてくださいました今西委員長並びに委員の皆様方には、この場をかりましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（西岡照夫君） 都市整備課長。

〔都市整備課長 若枝 実君登壇〕

○都市整備課長（若枝 実君） 土居恒夫議員さんの行政視察を終えて、について感想を述べさせていただきます。

このたびは産業建設常任委員会の岩松永治委員長を初め委員の皆様方には、佐賀県伊万里市と福岡県宗像市への行政視察に同行する機会を与えていただきまして、厚く感謝申し上げます。まことにありがとうございました。

それでは、佐賀県伊万里市と福岡県宗像市への行政視察研修を終えての感想を述べさせていただきます。

伊万里市役所、宗像市役所、両市役所とも担当職員の方々の大変温かい歓迎とおもてなしを受け、担当の方の大変丁寧でわかりやすい説明に加え、現地視察も行っていただくなど、大変有意義な視察研修となりました。

視察1日目の伊万里市では、ふるさと納税についての研修を行いました。伊万里市は平成20年からふるさと納税を開始しましたが、返礼品が伊万里焼ストラップであった平成20年度から25年度の寄附金の平均金額は年約180万円程度だったそうですが、平成27年1月に返礼品に伊万里牛33品を追加したところ、平成27年1月から3月のわずか3カ月間だけで寄附金が8,311万円と急激に増大し、さらに同年の4月からは伊万里焼、海産物、地酒など94品を追加したところ、平成27年度の寄附金は約10億円へと飛躍的に増大したことには驚きました。寄附金が飛躍的に増加した要因は、返礼品の種類の多さもさることながら、やはり全国ブランドである伊万里牛の力によるものであると実感をいたしました。ブランドの力は絶大であると改めて感じたところでございます。

2日目の宗像市では、コンパクトシティの取り組みについての視察研修を行いました。市役所での研修後、当初予定になかった赤間駅北口周辺を案内していただき、現地視察をすることができました。整備前のJR赤間駅北口は、駅前広場が未整備で、狭隘な道路も多く、老朽化した低層の木造住宅が密集するなど、交通結末機能や防災上の課題もあったようですが、土地区画整理事業で整備した現地を見てみますと、商業、業務、居住機能の集積地として活気とにぎわいある都市空間を形成していると感じました。

後免駅周辺も整備前の赤間駅北口と同じような状況であることから、公共交通アクセス、生活環境、都市基盤が整備され、そして景観にも配慮されており、今後、後免駅前広場を含めた整備を進めていく上で大変参考となり、この貴重な体験を少しでも業務に生かしていきたいと思っております。

最後に、もしまちづくりの関係で行政視察されることがございましたら、また同行する機会を与えていただきますようお願い申し上げます。まことにありがとうございました。

○議長（西岡照夫君） 7番土居恒夫君。

○7番（土居恒夫君） それぞれにまことに御丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

端的に言えというあれで、端的にします、2問目は。

まず、長寿支援課のグループホームの件ですが、地域特例も確かにあると思いますが、例えば都会でお住まいされてて、やはりふるさとへ戻って最後を終えるという言い方は大変失礼ですけども、ふるさとへ戻りたいという方もいらっしゃるんじゃないでしょうかという思いがあって、ついこういうことで質問しました。そんなに数が多くないと思いますので、大変負担になるかもわかりませんが、そこをやはり温かい南国市、さすが南国市だなということも一つの市民に対しての温かい心遣いじゃないかと思ひまして言いました。

それから、続きまして今度グループホームの避難対策の件ですが、せんだってレッツのほうの津波の勉強会、ちょうど危機管理課の職員の方がスライドを持って説明をしてくれましたんで、ちょうど機会がありましたんで一緒に勉強させていただきました。どうもあれも一般の方に対しての今までのスライドといいますか、パソコンによるものなんで、ちょっと弱者に対しての何かもっとそういうものがあれば、ソフト面のものがあればもっとわかりやすいんじゃないかと。あれは一般の健常者に対してがわかることであって、やはり弱者に対して逃げる、あのまま逃げる事とか、やっぱりそういうことはもっと事細かくにどうやって逃げるのか、あるいはリヤカーで行くのがどればあかかかのか。そして、次に例えば、特にレッツの方が心配されてましたのは、我々じゃ山の中に何日もおるんだらうか。やぶの中で蚊がおる、例えば夏やったら蚊がおる、冬やったら寒い。せっかく白山荘が稲生にはあるのに、あそこへの対応なんかはどうも私たちは聞かされてない。そういうことも、私の聞き間違いかも知れませんが、そのあたりもうちょっと丁寧に、じゃ次に第2避難所はこういう福祉避難所がありますから、そこへじゃ水が引いたら行きましようとか、じゃバスで迎えに行きますとか、何かそのようなことをちょっと、大変忙しいでしょうけども、そのあたりもひょっとお考えいただければと。答え要りませんので、ないです。

続きまして、保育所不足ですが、今言われました確かに社会福祉協議会が県でやっていると思いますけども、さらに突っ込んだ南国市でももっと今私が言いましたように、浜松市ではこういうこともやってる。南国市独自の保育士を確保することもこれから、やっぱり病後児保育

とか病児保育、あるいは3歳児の拡大ですか、もふえて、どんどんどんどん保育士の需要とい
いますか、数も必要になってくると思いますんで、その辺に対しての南国市でのいわゆる囲い
込みみたいなことですね、ぜひそういったことも取り組みを。社会福祉協議会お任せじゃなく
て、例えば香長中学ですか、中学校ですわね、職場体験でもいろいろやられておりますんで、
そんなことも生かしながら次につながる。例えばどっかの保育の学校へ行けば、5年間帰っ
てきて働いたら、貸与といいますか返さなくてもいいようなこともありますよね。そんなことも
周知を徹底、広報などでいろんな場を通じて、そういう潜在保育士の呼び起こしをやる、喚起
を呼び起こすようなこともひとつお願いしたいと思います。

それから、農道と下田川のことですが、設計もできてるようなんで、期待していいでしょ
うか。それを再度聞きたいと思います。

それから、風良里ですが、これも情報棟も真っ先に私が気がついたんです、何か気になった
んですが。やはり県も高知家という県全体でおもてなしをするという心もありますんで、せ
っかくの機運ですから、県のおもてなし課とも対応して、やっぱり観光面、南国市の物産、いろ
んなものの情報館を再度情報発信するような建物になり、あるいは自転車とか細かいこと
ですが、そういったこともやり、せっかく新しい駐車場もできました。ただ、残念ながら渡るのも
大変何か窮屈。お金もかかることです。例えばあここにCLTの橋をかけるとか、何かそんな特
徴を持ったことも必要じゃ、足の悪い方にとってはあれですけども、何かそういうの必要では
ないかとも思いました。ただつくればいいということでもないと思いましたが、お聞きしま
した。これは暫時進めていただくよう要望します。

ついでに、こども食堂のことですが、先ほど福祉事務所の所長は、今後いわゆる学習支援で
はまた新たな展開で方々開く、いろんなところを開くようにぜひ進めていただきたいと思います
。そして、このこども食堂というのは、確かに貧困のことですが、これの意義のあるのは、
若いお母さん方がこれを地域の公民館活動として捉える、たまたま地域の公民館があったから
そこでやったことであって、確かに生涯学習課が公民館を活用することは物すごくいいことだ
と思いますけども、それはさておき、やはりこの声を上げたということに意義があるものだ
と思います。これはやはり、本来なら行政も一緒になっておおやりゆうかえ、一緒にやろうか
ということもやらないと、若いお母さん方が声を上げたということは大変意義深いことがある
と思いますので、ぜひ今後、今現在個人の方でやられていますけども、例えばNPO法人にや
ろうか、そういうことであれば行政としての何かの支援ができると思いますんで、ぜひこの支援
のほどをよろしくお願いしたいと思います。

それから、これについては実は環境課にお願いしようと思いましたが、どうも違うなと思ひまして、総務課長の顔が浮かびましたんで総務課長に振ったわけなんです。ただこれはちょっと先ほどこれについてはすんなり行こうと思ったんですけども、お酒の席の食品が偏っているというのは、ちょっと最近ね。今、大変いわゆるどこのレストランあるいはホールにしても、野菜中心の食事のメニューつくったり、健康に気を使った食事も随分考えてやってくれてますんで、それを30分ゆっくり食べると。それから返杯しても十分間に合うと思いますんで、私も率先して何とかそういうことでやりたいと思いますんで、ぜひそれがひいては南国市の健康につながる。やはり食べて飲むということも、非常にまた酒の量もふえて消費につながるということであると思いますので、ぜひそのこともお考えをくみおきたいと思ひます。

それから、子供のインターネットのことでありますが、ずっといろんな問題で東村山市は保健の授業もやってなかったということでもちょっと汚点もありますが。なかなかやはり共通ルールをつくって、これは先ほど言いましたけども、親と子供そして学校あるいは生徒会を通じてみんなが共通で考えるという、押しつけじゃなくて、これが非常に大事だと思っております。高嶋ちさ子みたいに携帯電話を折ったら困りますのであれですけども、やはりそこまで行かないうちに対処する。いろんな問題でも我々の目に届かない本当に、日進月歩といいますか、もっとすごいスピードで進んでおりますんで、やはり子供たちの心のケアの一つにもなると思ひますんで、ぜひ、そのことでお取り組みを願ひたいと思ひます。

最後に、たまたま行政視察の担当課長の顔ぶれを見てみますと、ちょうど新人の方がいらっしやいましたんで。実は7年も課長をされて、行ってない方もいらっしやったようなんですけども、大変気の毒ですが。初めての方で、やはり外から見るということは、見聞を広げるといことはいかに大事なことかということについて、厚かましいですが3人の方に見解お聞きをいたしました。

やはり本当に我々も総務常任委員会で訪問させていただきました。特に桐生市では大変手厚い歓迎を受けまして、お昼はすばらしい桐生市で一番おいしいお店とかいうがに連れていっていただいたり、あるいはこれは篠原涼子ですが、クリアファイルを机の上に置いてまして、至るところに実は篠原涼子のもっとでかいポスターがあつて、これは桐生市名誉市民みたいな。桐生市出身らしくて、クリアファイルを置いてて。これふと思うと、例えば三山ひろしさんとか島崎和歌子さんとか、これからはやはり町・市挙げてのシティプロモーション的な、やっぱり市の売り込みもいろんな意味で大事だと思ひますんで、こういうことを全市で市の中、我々を含めて考えていくということがこれから大事だと思っております。

そして、桐生市に大変感動しましたのは、非常にスピーディーに各担当課がいろんな話し合いを課長同士がずっと持って、あれこれやいか、やろうかという、いわゆる縦横の関係がすぐにやっていってるということに感動しまして。例えばこの行政視察、我々もそうですけども、行政視察を終えて勉強もするし、じゃこういうことを市へどうですかということを提言しますし、あるいは今度例えば3人の何でこの質問に至ったかといいますと、やはり3人の方がその声を別の課長も一緒にお酒の席でもいいですし、その場を持って行政視察どうやったな、あれはどうやった、たった30・10の30分でもいいですけどもその話をして、お酒を飲んでも次の何かの施策につながることもあるんじゃないかと思って質問したわけです。こういった行政視察、外から見聞を広げるということは大変大事ですので、そのことについてお聞きしました。

質問として2問目はですから、橋の件とそれから、橋の件でええか、お願いします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（松下和仁君） 土居恒夫議員さんの2問目にお答えいたします。

下田川にかかる橋でございますが、都市計画決定された道路でございますが、この道路についての必要性については十分県も認識してるということでございます。用地問題等さまざまな問題がございますが、南国市としてもやるべきことを実現に向けて協力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 1番神崎隆代さん。

〔1番 神崎隆代君登壇〕

○1番（神崎隆代君） 通告に従いまして質問をさせていただきますが、先々の皆様の質問と重複することもございますが、よろしく願いいたします。

まず初めに、このたびの熊本地震に際しまして、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い終息をお祈りいたします。

私たちは、今後30年の間に73%の確率で起こるとされている南海トラフ巨大地震に備えて、これまでの災害から学べるものは全て学び、備えをしていく必要があります。

質問の1つ目として、防災について2点お聞きしたいと思います。

1点目は、避難路の安全確保についてお尋ねいたします。最大震度7を2回記録した熊本地震では、ブロック塀の倒壊が多発しました。ブロック塀の設置は、建築基準法施行令で高さ2.2メートル以下、壁の内部に縦横それぞれ80センチ以内の間隔で鉄筋が入っていること、基礎は鉄筋コンクリートづくりで地中に深さ30センチ以上入っていることなどの要件が定められ

ており、これを満たしていないブロック塀は危険なブロック塀ということになります。

熊本の益城町では、地震後に調べた約200カ所のブロック塀のうち、要件を満たしていたのはわずか3カ所であり、倒壊率も50%で、阪神・淡路大震災や東日本大震災に比べてはるかに高かったとのことでした。

ブロック塀の危険性は、ブロック塀や門柱の下敷きになって18人が死亡した1978年宮城県沖地震でも指摘されました。宮城県ではその教訓をもとに、行政、業界が一体となり通学路沿いを点検し、ブロック塀の撤去や補強を促すなど、安全対策を進めていた結果、東日本大震災ではブロック塀倒壊による人的被害はなかったということです。

県内では、避難路に面した危険なブロック塀を撤去したり、フェンスや生け垣にかえたりする場合、最大20万5,000円の補助制度があります。ブロック塀を撤去して簡易なフェンスにかえる場合、1メートル当たり2万円ほどでできるということで、補助金の範囲内でできる場合も多く、道路に面していればほとんどが補助対象となるということです。

南国市沿岸部では緊急避難場所として津波避難タワー14基の整備が終了し、おおむね5分で避難可能であるということで、今後は避難経路の整備と定期的な点検、避難訓練の継続的実施の支援を行うということですが、この避難路の整備、点検はどの程度進んでいるのでしょうか。ブロック塀倒壊により避難路を塞いでしまうおそれがある危険場所の把握と対策はできているのでしょうか。訓練は主に自主防災組織が中心となっているということですが、避難路が瓦れきで塞がった場合の想定はできているのでしょうか、お聞きいたします。

2点目に、避難所のトイレについてお尋ねいたします。大きな災害が起きると停電、断水、給排水設備の損壊、汚水処理施設設備の機能が停止します。平成7年の阪神・淡路大震災では、被災地の広範囲で水洗トイレが使えなくなり、トイレが汚物であふれる状態となりました。さらに、平成23年の東日本大震災においても、被災者は劣悪なトイレの使用を強いられることとなりました。

災害時に避難所のトイレ空間の快適さが失われることは、身体、精神の両面から健康被害へつながります。被災地の衛生対策や被災者の心身の健康を保つためにも、災害発生時でも安心して快適に使用できるトイレ環境を整えることが必要だと考えます。

東日本大震災における震災関連死の死者の数は、平成27年3月31日時点で約3,331人となっていて、その多くが60歳以上の高齢者でした。復興庁の震災関連死の原因として市町村から報告のあった事例、これは平成24年8月21日時点でございますが、避難所における生活の肉体的、精神的疲労が全体の33%を占め、その中に断水でトイレを心配し水分を控えたという事

例が紹介されています。災害時における快適なトイレ環境を整備することは、命にかかわる重要な課題として認識すべきであると思います。

食べれば必ず排せつがあります。排せつを我慢することで健康を損ね、場合によっては命を落とすこともある、そのような事態に陥らないようにするために、水や食料の備蓄、支給を行うことのみならず、快適なトイレ環境の整備、運用を行う対策を立てることを望みます。

トイレが不衛生で不快な場合やトイレが遠い、寒い、暗い、怖いなど、使い勝手が悪いと私たちはトイレに行く回数を減らすために水分や食事を控えてしまいます。その結果、脱水症状になるほか、慢性疾患が悪化するなどで体調を崩し、エコノミークラス症候群や脳梗塞、心筋梗塞で震災関連死を引き起こすこととなります。阪神・淡路大震災では約900人が震災関連死として認定されており、その死亡原因は3割程度が心筋梗塞や脳梗塞でした。トイレを我慢して水を飲まない、食事をとらないために血流の流れが悪くなり、心臓に負担をかけて体調を崩したとも考えられるということです。

宮城県東松島市では、平成15年に発生した宮城北部連続地震により被災したことや、平成16年の新潟県中越地震、平成19年の中越沖地震と大規模地震が発生し、下水道施設の被害状況や避難所での生活を目の当たりにしたことから、平成20年より管路施設の耐震化とマンホールトイレシステムの設置を進めてきました。この東松島市が整備を進めるマンホールトイレシステムは、貯水槽の水を手動ポンプでくみ上げ、し尿を下水道管路へ流すことができる下水道管直結流下方式です。この方式を採用したのは、迅速な組み立てが可能であり、すぐに使用開始できること、段差がなく、高齢者や車椅子でも使用できること、臭気の問題がなく、衛生面ですぐれていることなどのメリットがあると評価されたためです。

これらのことを踏まえまして、兵庫県でも一昨年から避難所トイレの衛生的な環境を確保するため、災害時の水の確保という観点から、避難所の小学校に停電時でも使える手押し井戸を設置しました。

東日本大震災では、仮設トイレが行き渡るまでに4日以上を要した地方公共団体は66%で、最も日数を要したところは65日であったということです。災害時には家屋の倒壊により、トラックによる輸送が困難であることなどが考えられます。仮設トイレはし尿のくみ取りが必要となるため、バキュームカーが調達できない場合やし尿処理場が被災した場合、便槽が満杯になった時点で使用ができなくなります。マンホールトイレは、被災地外から調達することなく迅速に組み立て可能であり、日常使用している水洗トイレに近い環境を確保できます。仮設トイレは平常時から建設現場やイベント等で流通、整備されていますが、災害時には被災地

外からトラック等で輸送するため、調達に時間がかかるということからも、初動対応として携帯トイレ、簡易トイレを活用し、その後マンホールトイレを迅速に設置し、さらにその後被災地外から調達した仮設トイレ等を設置することにより、避難所におけるトイレの充足感を確保できると考えます。

災害対策基本法に基づき中央防災会議が作成する防災基本計画では、市町村は避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置すること等が定められています。南国市の避難所にマンホールトイレシステムの設置をぜひとも進めていただくように提案するものでございます。御所見をお伺いいたします。

質問の2つ目は、食品ロス削減についてです。

食品ロスは、食べ残しや賞味期限切れなどで本来食べられるのに捨てられてしまうものです。農林水産省によると、日本では年間2,801万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの4割近い642万トンが食品ロスと推計されています。そのうち半分が家庭から、残りはお店や工場から出ています。家庭から312万トン出ている食品ロスは、日本人1人当たりが毎日茶わん1杯の御飯を捨てている計算になります。年間642万トンは、国連が貧しい国に送る食べ物の合計の2倍になるということです。

既に先進的な自治体ではさまざまな食品ロス対策が行われてきています。長野県松本市は、宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と終了前の10分は自席で食事を楽しむ30・10運動を進めています。また、NPOの活動としては、消費期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者へ無償提供するフードバンクが有名ですが、群馬県太田市では、自治体が直接生活困窮者に食料支援を行うフードバンク事業を展開しているということです。国連は2030年までに世界全体の1人当たり食品廃棄物を半減させる目標を採択しています。

そこで南国市においても、まずは学校や幼稚園、保育所など教育施設における学校給食や食育、環境教育などを通して食品ロス削減のための啓発を進めるべきであると思いますが、これに対してどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

また、家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取り組みを初め、飲食店等における飲食店で残さず食べる運動や持ち帰り運動の展開など、市民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けての取り組みを進めることも必要であると考えます。

さらに、南国市の災害備蓄食品についてですが、消費期限の管理などの状況と期限が近づいたものの活用は、どの時点でどのように行っているのでしょうか。今後の取り組みとして、例えば消費期限6カ月前などに生活困窮者への無償提供を行うなど検討してはどうかと考えます。

が、お考えをお聞かせください。

最後に、学校のICT環境についてお尋ねいたします。

教育分野でICTを積極的に活用していくことにより、子供たちの主体的な学びを推進し、一人一人の個性や能力を発揮できる21世紀にふさわしい学びを実現するとして、文部科学省では第2期教育振興基本計画を平成25年6月に閣議決定しております。目標とされている水準を達成するために、総務省の協力のもと、平成26年度から29年度までの教育のIT化に向けた環境整備4カ年計画を新たに策定し、その整備財源については、所要の地方財政措置が講じられることとなっています。

南国市におきましては、これまでも教育のIT化に取り組んでこられたことと思いますが、南国市の教育現場の現状につきましてお聞かせ願いたいと思います。

本年度の当初予算におきましては、小学校、中学校ともにコンピューター教育事業費が計上されておりますが、その大部分はコンピューター保守委託費であるように思います。今回の4カ年計画に基づいた環境整備は既にできているのでしょうか。4カ年計画におきましては、その財源が地方交付税の中に含まれているということですので、教育委員会のほうでその財源を確保した上でのコンピューター教育事業費となっているのでしょうか。

また、教室において黒板に加えて電子黒板や書画カメラなどのICT機器を活用することにより、児童にとってよりわかりやすく学習意欲の高まる授業ができるようになるということですが、そういった環境につきましても整備されているのでしょうか。例えば電子黒板は、全国平均では学校に2台程度しか整備されていないことが平成25年3月のデータとして報告されています。この状態はICTが日常いつでも使える状況になっているとは言えません。全ての教室でICT環境がいつでも利用できるようになることが期待されます。第2期教育振興基本計画で目標とされている水準は、教育用パソコンが児童・生徒3.6人に1台、電子黒板は1学級当たり1台、超高速インターネット接続率及び無線LAN整備率100%、教員の公務用パソコン1人1台となっております。

学習指導要領では、知識、技能の習得に加えて思考力、判断力、表現力等の育成も重要だとされています。これらの能力を育成するために、またその育成に大きくかかわる言語活動の充実のためにも、ICTは有効な道具として利用できると思います。

一方で、教室でICTを活用する際には、教員が自信を持って安心して授業が進められるようにする必要があります。そのためには、ICT支援員の配備も必要だと思います。そのことにつきまして現状をお聞かせ願いたいと思います。

以上で1問目を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。危機管理課長。

〔危機管理課長 中島 章君登壇〕

○危機管理課長（中島 章君） 神崎議員さんの御質問につきましてお答えいたします。

まず、避難路の確保につきましては、津波浸水区域で地域津波避難計画の現地点検を平成27年度から行っております。これは、その地区の古い家屋や危険なブロック塀などを地図に落とし、避難場所までの安全な経路を確認するもので、最終的には作成した地図を持って現地踏査を行い、危険箇所の点検を行うものです。あわせて現地点検の際に、住宅の耐震化や家具の固定、ブロック塀の改修の補助制度等の説明を行うようにしております。また、地震火災対策の重点推進地区である後免町、駅前町、西野田町などにおいてもワークショップを行い、町歩きをし、危険箇所の把握を行う予定です。

そのほか、防災訓練の中に参加型災害図上訓練があり、その一つとしてDIG、災害想像力ゲームという訓練があります。この訓練は、その地域の危険箇所を地図に落とし、実際に町歩きを行い危険箇所の把握をするもので、地域で危険箇所の把握や避難時の安全な経路の確認、また危険箇所についての事前対策を講じることなどにつながり、大変有効な訓練であると思ひます。

これらを通して市民の防災意識の向上、災害対応能力の向上を図り、個人で行うこと、地域で行うこと、市が行うことなど協議、協力していきながら、それぞれが責任を持って市全体で南海トラフ地震対策を進めてまいりたいと思っております。

次に、マンホールトイレの整備の御提案についてでございますが、現在市の仮設トイレ等の備蓄の現状につきましては、段ボールトイレ、ポータブルトイレ、マンホールトイレ、自動ラップ式トイレがあります。そのほか発災時に県外から仮設トイレを搬送して設置してもらう協定も結んでいるところです。

阪神・淡路大震災では、使用できない水洗トイレに汚物があふれ、また仮設トイレも汚物の回収が間に合わず使えないトイレになっていました。今回の熊本地震の益城町では、仮設トイレは早い時期に発注され、設置されていましたが、避難所にもよりますが、男女の区別がされていなかったり、夜の明かりが十分でなかったり、仮設トイレの段差に苦労されていたりと、使えない、使いたくないトイレもあったと聞いております。屋内の障害者用トイレに簡易トイレを設置し、高齢者や子供連れのお母さんに利用してもらったとも聞いております。

また、使えるトイレを維持するためには、清潔でなければ使いたくないトイレになってしま

います。避難所で安全に衛生的に共同生活を送るためには、避難所のルールが必要です。そのための避難所運営マニュアルには、環境衛生班を編成し、清掃など衛生的な環境を維持することを決めております。避難所の運営は、避難者みずからが協力して行っていくこととなります。良好なトイレ環境は、避難所生活の中で特に大切に重要なものであり、エコノミークラス症候群などによる震災関連死を防ぐことにもつながります。少しでも避難者の精神的、肉体的な苦痛を取り除くためにも、衛生的なトイレは必要であると考えます。

トイレの備蓄につきましても、全てそろっているわけではありませんので、避難所の施設や敷地等の利用方法、マンホールトイレやポータブルトイレ等の型式も含めまして検討してまいりたいと思っております。

次に、災害時の備蓄食料のロス削減の御質問でございますが、食料備蓄は賞味期限の問題がありますので、平常時賞味期限前での活用方法を検討し、購入しなければなりません。現在備蓄しているものは、乳児の粉ミルクだけになります。粉ミルクにつきましては、平成27年4月と8月に賞味期限が来る粉ミルクがありましたので、それぞれ27年2月と5月に粉ミルクを保育所、保育園に声がけし無料で配付をしております。

また、学校給食センターの建設に当たり、備蓄している米から使用していくローリングストック方式を採用できないか協議した結果、センター内に米を備蓄することになりました。備蓄体制につきましては、市が行う公的備蓄を初めとして、市民による家庭内備蓄、地域内備蓄、企業内備蓄、流通在庫備蓄等の考え方を踏まえ、市民、企業、行政が一体となった備蓄体制の整備を推進することを基本としています。

また、県の備蓄の考え方として、各家庭で3日分程度の備蓄をお願いしてきました。公的備蓄は避難者の1日分を市町村備蓄、2日分を市町村内流通備蓄、県は1日分の20%の備蓄について検討を進めるとしております。南海トラフ地震に備えるべきことはたくさんありますが、市民の皆様には3日以上以上の家庭内備蓄をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 神崎議員さんから食品ロス削減について、学校給食における残食の状況についての御質問がありましたので、お答えをいたします。

環境省が平成27年1月に実施いたしました学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する全国調査では、児童生徒1人当たりの年間食べ残し量は7.1キログラムとなっております。

南国市におきましては、10年以上前から栄養教諭が配置されている学校におきまして毎年残食率を計測しております。平成27年は全国平均の約半分以下であります3.1キログラムとなっております。特に国府小学校は年間460グラム、後免野田小学校は660グラムと、これまで先進的に食育に取り組んできた両校は突出して残食が少なくなっております。

昨年度からスーパー食育スクールの指定を受けている十市小学校は、給食もりもり大作戦と題しまして児童会活動の中に位置づけ、全校集会で調理員さんから調理についての思いを聞くことや食べ物の大切さや残さずに食べることの重要性を聞くこと、また残食は南国市のごみになり、給食にかかわっている人の思いを無駄にしていることにつながるなどの活動が行われております。そういった取り組みもありまして、十市小学校は前年より1.4キログラム残食が減ったという結果も出ております。

残食量については、学校間で格差があることも事実ですが、食育に係る小さな取り組みの積み重ねが子供たちの意識を変えるということも事実です。南国市の食育は、目標である賢く食べる、心で食べる、体で食べるは、食品ロスの削減とも合致するものであると考え、さらなる食育の充実に向けて地道な取り組みを続けてまいります。

次に、学校のICT環境についてお答えをいたします。

現在、市内小中学校では、全校にデジタル教科書が導入され、各教科において児童生徒が視覚的に理解しやすい授業がなされております。中学校におきましても、今年度教科書改訂に伴い、新しいデジタル教科書を導入しており、思考力、判断力を高めるための授業が行われているところでございます。

また、本年度中に全小中学校にタブレット端末iPadを導入し、無線アクセスポイントを各教室に設置して、授業で1人1台使える環境をつくり、総合的な学習の時間で調べ学習をしたり、外国語活動で表現力を養ったりすることができるように準備をしております。

特に特別支援学級での授業ツールとして効果的で、授業の導入に興味、関心を引きつけたり、計算ドリルで学習を確認したりと、大変活用されております。

さらに、久礼田・奈路小学校では、ICT支援員も配置し、電子黒板の積極的活用やタイピング検定などを行い、児童のみならず教職員もICT活用能力を高める拠点校として活躍し、県外からも視察に訪れる学校となっております。

今後も国の段階的なICT教育整備に沿って各教室に電子黒板を導入したり、図書室の充実を図ったりしていきますが、同時に子供たちがさまざまな情報に惑わされることなく、自分で適切な情報を選択していく力をつけるメディアリテラシー教育の充実も各校で行い、インター

ネットなどのトラブルに巻き込まれないような学習も行っていくよう、教育委員会として支援してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 1 番神崎隆代さん。

○1 番（神崎隆代君） それぞれ御丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

コンクリートブロック塀の撤去のことですけれども、先日の先輩議員の御質問の中でのお答えに、補助金が南国市から今年度から40万円にふやしたということでしたが、そのふやしたことに對しての反応ということは、どのぐらいありましたでしょうか。

あと避難所までの避難経路ですが、避難タワーが整備されて、おおむね5分で避難可能ということにはなっておりますが、避難路の通れない状況になった場合の高齢者や障害者の方の避難の困難ということに對しての取り組みというのは、どういうふうになっているのかお聞かせください。夜間ともなればそれがすごく大変なことです、今後のまた早期の対応のほうもお願いしたいと思います。

マンホールトイレに對しては、備蓄として準備もあるということですが、快適な数という、トイレの数ということですが、マンホールトイレ75から100人に1台というのが快適なトイレの数ということです。今後のマンホールトイレの今以上ふやしていくという計画がありましたらお聞かせください。具体的なその計画というのがありましたらお聞かせください。

あと食品ロスに関しましては、本年の4月に新潟で開催されたG7農業大臣会合の宣言においても、食料の損失及び廃棄が経済、環境、社会において非常に重要な世界的問題であることが明記されました。

さらに、食品ロス削減は食品事業者、消費者、行政それぞれにメリットがあるということで、過剰生産の抑制による生産・物流コストの削減や廃棄コストの削減、食費の軽減、燃焼時のCO₂削減による環境負荷の軽減にもつながるということです。

さらに、未利用食品の有効活用は、生活困窮者等の支援にも役立っていくということで、このことから食品ロス削減の普及啓発を行政のほうでも進めていっていただきたいとお願いたします。

済みません、前後しますけれども、避難経路の現地点検、地図落とし調査を行っているということでしたが、ワークショップで危険箇所を把握して避難路の安心経路を確認をしているということですが、危険箇所を把握した後の対応というのはどういうふうになっていますでしょうか。

あと、そのワークショップでの参加者は危険箇所を把握できますけれど、参加できていない方へのお知らせとかもどのようにしているのかということもお聞かせください。

以上です。2問目よろしく申し上げます。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実君） 神崎議員の2問目のブロック塀等の補助制度の改正による反応についてにお答えをいたします。

現在、件数はちょっと定かではありませんけれども、数件相談はあっております。この制度は今年度新しく20万5,000円から40万円に撤去する場合は引き上げをさせていただきましたですけれども、市のホームページへの掲載それから広報紙へ載せたばかりでございますので、まだ周知ができていないことも考えられますので、今後周知を図ってこの制度を一人でも多く使っていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章君） 神崎議員さんの2問目の御質問にお答えいたします。

まず、避難路の経路につきましては、通れないときにはどうしたらいいかというその取り組みについてですけれども、沿岸の各自主防災組織には地域津波避難計画をつくっていただいております。その中で避難経路について、この道が逃げれますというふうな形で、そのマップもつくっていただいております。その中で現地点検をして、一通りの経路ではなく、多重な経路を考えていただくような形での再点検になります。

また、参加されていない方に対しましては、そのマップについて、自主防災組織のほうマップをつくり直しをして、また配付をするというふうな形での啓発になります。

夜間につきましては、自主防災組織のほう、また地域の部落長さんのほうから誘導灯の整備についての要望をいただいて、順次整備をしているところでございます。

マンホールトイレにつきましては、基本的に50人から100人に1基というふうな形で計画するようになっておりますので、今現在L1の被害想定で言えば286、L2で言えば570の仮設トイレが必要であるというふうになっております。まだ現在その約半分ぐらいしか、L1に対しては約260ぐらいの仮設トイレ、ポータブルトイレやマンホールトイレ等を備蓄しておりますけれども、まだ足りておりませんので、今後も場所に何が適切なトイレになるのか、その型式等も踏まえまして順次備蓄していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 1番神崎隆代さん。

○1番（神崎隆代君） 防災につきましては、これまでの災害の教訓をしっかりと生かして準備、あと啓発等お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

済みません、先ほど抜かっていましたけど、コンピューターのことですけど。電子黒板ですが、この間小学校にちょっと見学に行かせていただいてお聞きしたんですけど、その小学校は電子黒板が1台しかなく、南舎、北舎と2棟に分かれていますけれど、階段の移動など、南舎、北舎に持っていくというのが大変であるということで、それが使用することにもちゅうちょする要因にもなっているかとも思われます。

また、コンピューターにたけた教員はおいでますが、また担任ともなっておれば忙しいのでじっくり他の教員に教えていくという、また教えて活用していくという状況にはなっていないということで、これからますますICT支援員の配置というのが求められていくと思います。

まずはその電子黒板に関しましても、各階1台というのを目標に置いて配備を進めてはどうかとも思いますが、これに対してはどうでしょうか。

○議長（西岡照夫君） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 答弁でもお答えをいたしましたように、全ての教室に電子黒板をとということで目標にいたしまして、国の整備事業なんかとも関わってできるだけ各学校に多く整備をしていこうというふうに思っております。

それと、ICT支援につきましては、現在2名を配置しております。支援員の属人的な力量も非常に必要になってくるんですが、今後ほかの支援員、特別教育支援員でありますとか図書館支援員でありますとか、そういった支援員の人数とも勘案しながら配置に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 15番野村新作君。

〔15番 野村新作君登壇〕

○15番（野村新作君） 住宅行政につきまして質問をさせていただきます。

市営住宅は、公営住宅法という法律に基づき、国と南国市が協力して市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、住宅に困窮している方のため建設した賃貸住宅で、入居者は市営住宅を使用するに当たりいろいろな制限や義務が伴ってきますが、これらの決まりを守り、住宅を大切に使用することが求められます。楽しく生活できるかどうかは、入居者一人一人の心がけが大切であります。

これらを踏まえ質問をさせていただきます。

現在、南国市は市営住宅、改良住宅合わせて832戸の住宅を所有しております。そのうち入居している戸数が728戸、空き家戸数が104戸あります。

初めにお伺いしたいことは、市は空き家戸数104戸を今後どのようにするかお伺いをいたします。

次に、住宅リフォーム修繕についてお伺いいたします。

平成26年5業者に対して2,651万1,576円支払っております。平成27年3,086万2,572円支払っております。大きい工事は、住宅改修工事129万7,112円で、100万円以上の工事が14件、小さい工事が37万8,594円、これは住宅進入グレーチング工事、100万円までの工事が19件となっております。決して少ない額ではありませんが、築20年以上の建物が大部分で、これからますます老朽化していく住宅に対しまして、修繕費用も増加してまいります。このことに関して市の考えをお伺いいたします。

工事完成時には立ち会い検査が求められますが、写真撮影、立ち会い検査が行われているかどうかもお伺いいたします。

次に、家賃滞納についてお伺いいたします。

家賃は毎月末日までに納入通知書で南国市指定金融機関に納めなければなりません。3カ月以上滞納した場合は、明け渡しなくてはなりません。また、滞納した家賃については、連帯保証人に請求することになります。当然のことではありますが、家賃の減免制度もあります。家賃等減免申請書の提出が必要となります。

そこで、お伺いします。平成27年度滞納件数114件、金額816万7,000円、平成26年度滞納件数154件、滞納金額1,243万5,800円、累積金額9,210万8,045円となっております。市としてはどのように滞納金額を減らしていくのか、手だてをお伺いいたします。

団地ごとに管理組合、自治会をつくっておりますが、管理組合が何組織あって、どんな仕事をしているかお伺いいたします。滞納に関する相談事はやってないでしょうか。

滞納についてはこんな話も聞いております。ある議員の関与により滞納額が200万円近くなった。結局は回収できずに終わった。今は住宅問題においては議員の関与はないと思われませんが、リフォーム、改修、家賃滞納において議員の関与があるかないか、固有名詞はいいですのでお伺いをいたします。

収納率の向上と収入未済額の削減は、財政運営の重要事項であります。特に市税、住宅使用料、国民健康保険税、生活保護費返還については、毎年徴収成果は上がっておりますが、なお

多額の収入未済金が発生して残っているのので、解消に最大限の努力を払っていただきたいと思っています。

続きまして、国保行政についてお伺いします。

医療保険とは、保険料を払っていれば高額な医療を受けても保険が支払いをしてくれる制度で、日本の医療保険は公的保険が主流となっております。国保と健康保険があり、保険料を払えば病気やけがをしても3割の負担で治療を受けることができます。日本の医療保険制度は、昭和36年に国民皆保険を達成して以来、一定の自己負担で必要な医療サービスが受けられる体制に整備することにより、世界最高の平均寿命や高い保険医療水準を達成してきた、すばらしい制度であります。

資料によりますと、南国市の国民健康保険料税収納率は、平成24年度93.37%、高知県91.97%、全国89.86%、平成25年南国市93.34%、高知県92.51%、全国90.42%、平成26年南国市93.53%、高知県92.92%、全国90.95%。滞納保険料の収納率平成24年度26.88%、高知県18.70%、平成25年度33.03%、高知県21.95%、平成26年38.19%、高知県28.38%、年々収納率もアップしております。

収納率のトップは島根県の94.95%、最低は東京都の86.2%で、高知県は全国的に見てどうか、南国市は県下他市との比較ではどうか、お伺いをいたします。

また、1人当たりの医療費はいかほどか、お伺いをいたします。県下他市と比べてどうか、全国的に見てどうかお知らせをお願いします。

国民健康保険法の一部を改正する法律の可決成立により、平成30年度から都道府県単位化が決定されたそうですが、簡単に御説明をお願いいたします。

医療費等の適正化には、1、特定健診・特定保健指導未受診対策、2、適正な医療受診啓発・医療費現状の市民周知、3、レセプト点検の充実、4、ジェネリック医薬品の利用促進が重要だと言われております。今回はジェネリック医薬品について質問をいたします。

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許期限期間満了後に発売される薬のことで、開発期間が短く低コストなため価格も安くなり、効き目や安全性が実証されている薬で、先発薬と主成分が同一であることが審査され、厚生労働省により製造販売が承認された薬で、先発医薬品の研究開発期間9年ないし17年の期間に300億円以上必要とされるのに対し、研究開発期間3ないし5年で費用1億円程度におさまっておるようでございます。ジェネリック医薬品は、先発医薬品の使用経験により有効性や安全性に関する評価が既にある程度確立しているのので、情報提供等に関する販売管理費も少なくなります。こうした理由により低価格での提供が可能

となります。

そこで、お伺いします。南国市のジェネリック医薬品の普及率はいかほどか。それによって調剤費は幾ら削減できたかお伺いします。

国は数量シェア目標を平成29年度中に70%以上、平成32年末までの早い時期に80%以上の達成時期を決定しておりますが、南国市の場合、達成可能かどうかお伺いをいたします。

目標達成には、品質への不安解消、正しい情報の提供、安定した供給体制の整備が必要と言われております。その上で目の前の患者に薬を処方する医師や薬剤師の協力が重要と言われております。世界で最もすぐれていると言われる日本の医療保険制度を今後も持続させていくためには、どうすればよいのかを検討することは、社会保障政策の重要なテーマの一つであります。その点において質を落とすことなく医療資源の効率的活用を図ることができるジェネリック医薬品の果たす役割は極めて大きいと言われております。

以上、1問目を終わります。

○議長（西岡照夫君） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時56分 休憩

————◇————

午後1時 再開

○議長（西岡照夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野村議員に対する答弁を求めます。都市整備課長。

〔都市整備課長 若枝 実君登壇〕

○都市整備課長（若枝 実君） 野村議員さんの住宅行政の御質問にお答えいたします。

まず、市営住宅の空き家を今後どのようにするかについてですが、平成28年6月1日現在の最新の市営住宅の空き戸数は110戸で、そのうち耐震性がない住宅が39戸、道路拡張工事により除却予定住宅が3戸、塩害により危険な住宅が9戸、その他理由で貸与できない住宅が8戸で、残りの51戸はリフォームを行えば貸与できる住宅ですので、リフォーム費用が安価と思われる住宅から順次年3回の公募に当てております。この51戸のうち5戸は、5月の公募で貸与いたします。また、耐震性がないなど貸与できない住宅59戸につきましては、今後用途廃止や解体工事を行うなど、適切な処置を進めてまいります。

老朽化する住宅の修繕費の増加に対する市の考えについてでございますが、ほとんどの市営住宅は築20年以上経過しており、中には築30年が経過したものもございます。築25年以上を経

過しますと老朽化が進み、修繕費用がかかるようになってまいります。本市の市営住宅は、同時期に一斉に建築されていることから、同時期に同じ損傷等が多く発生することが予想されますので、一時期に多額の費用がかかることがないように、南国市公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的、効率的に設備更新を行い、建物の長寿命化を図るなど、修繕費の削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、工事完成時の写真撮影、立ち会い検査についてでございますが、入居者募集用の美装工事等の修繕費が多くかかる工事につきましては、工事発注後は随時に現場に立ち会い、工事完成後も職員が立ち会い検査を行っております。写真撮影につきましては、請負業者が着手前と完成後の写真を撮っており、現場で確認をしております。水道蛇口の交換や換気扇故障等の軽微な修繕につきましては、年間370件と非常に多く、修繕内容により着手前、完了後の写真で十分確認できるような軽微な修繕につきましては、省くこともございます。

家賃の滞納金額を減らしていく手だてといたしましては、毎月15日前後に滞納者へ督促状を、毎年12月には催告書を送付し、納付を促しております。納付状況の悪い入居者につきましては、8月と12月の年2回、滞納者との面談会を実施し、現状の聞き取りや今後の納付計画について話し合いを行い、話し合った内容については誓約書をとっております。場合によっては、この時点で連帯保証人への連絡または同席をしていただいております。そして、面談及び誓約内容が守れない入居者につきましては、訴訟へと移行を検討しますが、ただし訴訟は最終手段と考えております。

そのほかには、随時納付相談に応じているほか、年1回の収入申告の際にも収入状況を聴取りし、必要に応じて減免申請をするよう促しております。家賃を減免することで負担が軽減され、納付につながるものと考えております。

また、近年は滞納額をふやさないため、毎月の納付を優先させるようにしております。現年分の納付を徹底し、滞納分は計画を立てて少しずつでも分納により解消していくよう指導しております。

次に、団地ごとにある管理組合、自治会の組織数と仕事の内容についてでございますが、現在管理組合、自治会の組織数は12組織でございます。組合活動といたしましては、年1回程度の定例会、年数回団地内清掃、防災訓練、環境委員持ち回りによるごみステーションの管理、中耐住宅では駐車場の管理などを行っております。滞納についての相談については、特にないよう伺っております。

リフォーム改修や家賃滞納における議員の関与についてでございますが、議員の関与はござ

いません。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 税務課長。

〔税務課長 山田恭輔君登壇〕

○税務課長（山田恭輔君） 野村議員さんの国保税の収納率に関する御質問にお答えいたします。

まず、高知県全体の国保税の収納率は、平成20年度に後期高齢者医療制度が導入されたことにより90.9%まで下降いたしました。22年度以降は年々上昇しており、26年度には92.9%を数え、全国15位で、全国平均を2ポイント上回っております。

また、本市の国保税の収納率につきましては、現年分と滞納分を合わせた収納率で見ますと、25年度は82.3%、26年度が84.2%となっており、ともに県内11市の平均を2ポイント程度上回り、県内11市中3位と上位に位置しております。なお、27年度におきましても、前年度と同等の収納率となる見込みでございます。

今後も引き続き収納率の向上と収入未済金の削減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 市民課長。

〔市民課長 島本佳枝君登壇〕

○市民課長（島本佳枝君） 野村議員さんの国保についての御質問にお答えいたします。

初めに、南国市の1人当たりの医療費について御説明いたします。

国保における医療費の総額である療養諸費費用額は、平成24年度が南国市1人当たり38万5,298円、県平均36万3,076円、平成25年度が南国市39万977円、県平均37万6,156円、平成26年度が南国市39万8,600円、県平均38万6,318円と、年々増加しており、南国市の医療費は高知県の平均を上回っております。

また、高知県は全国平均より医療費が高い水準にあり、高齢化の進行により今後も増加が続くと予想され、医療費の適正化が課題となっております。

次に、国保の都道府県化についてですが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保などにおいて中心的な役割を担うこととなりました。また、市町村は住民に身近な関係の中、資格管理、国保税の賦課徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を担い、都道府県とともに国保運営を行うこととなります。

また、あわせて国保への財政支援の拡充策が示され、国保財政の基盤強化が図られることとなっております。現在、新たな国民健康保険制度の円滑な実施、運営に向けて、制度や運用の詳細に関する協議が進められております。

次に、ジェネリック医薬品についてお答えいたします。

本市では、平成22年からジェネリック医薬品に切りかえた場合の差額通知を送付し、被保険者に自己負担の軽減額をお知らせしています。

ジェネリック医薬品は新薬である先発医薬品と同じ効能を持ち、安全性が認められ、価格も安価であることから、被保険者の窓口負担の軽減と医療費の抑制につながるため、国においても普及を推進しているものです。

南国市国保におけるジェネリック医薬品の普及率は、平成28年1月診療分で数量ベースで約49.9%となっており、通知開始から平成28年5月通知分までの削減効果額の累計は、保険者負担と被保険者負担を合わせて約1億9,450万円との効果額が算出されています。

ジェネリック医薬品は医師または薬剤師に相談の上、御本人が了承して使用していただくことが重要となります。今後は、ジェネリック医薬品についてまだよく知らないという方や安全性や有効性など不安に思う方に対して、ジェネリック医薬品への理解を深めていただくため啓発を行い、普及率の向上につなげていくことが必要であると考えております。

平成29年中の国の目標値である70%以上に対して、本市の普及率は低い状況にありますが、ジェネリック医薬品の普及による医療費の抑制効果は大きいものがあり、国保の医療費適正化に向けて啓発を行うとともに、関係機関への協力依頼など、ジェネリック医薬品の普及推進に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 15番野村新作君。

○15番（野村新作君） 御答弁ありがとうございました。

住宅行政でございますが、家賃の滞納が1億円近うなっておりますので、これを何とか回収をよけして減らしてもらいたいもんでございます。1億円あれば市街地で4メートル幅の道路が500メートルつくれるという話も聞いておりますし、調整してやったらまだ長い距離の道路ができると思いますので、収納率の拡大に御協力をお願いをいたします。

また、滞納の件につきましては、いろいろ奥が深いことがあると思いますので、9月の議会でもう一度勉強し直してまた質問をさせていただきます。

ジェネリック医薬品でございますが、私のかかりつけのお医者さんが、今度ジェネリックの

ことで県外へ勉強に行ってくるき言うて、それで帰ってきて、月に一遍お世話になりよりますが。先生ジェネリック医薬品どう思うで言うたら、野村さん、月に300万円ばあの医療費を使いゆう人がざらにおりますので言うて、ちょっとジェネリック医薬品軽う見られたというか、余りジェネリック医薬品に関心がないようなことを言われまして。それで肺がんの治療やったら一月で300万円ぐらい要るらしいですわ。それで、市長も気をつけちょかないかん、肺がんやき。一笑に付されて、あげくの果てが、血液検査もやりますが、血液はうそを言わんき気をつけちよりやというておどされましたので。

2問目はもうやりませんと言ってありますので、これ以上は質問をしませんけど、打ち切ります。ありがとうございました。

○議長（西岡照夫君） 16番浜田和子さん。

〔16番 浜田和子君登壇〕

○16番（浜田和子君） 公明党の浜田でございます。一般質問3日目の最後となりまして大変お疲れのところだと思っておりますが、しばらくの間お聞き取りくださいますようお願いをいたします。

本日も生活者の目線に立ちまして、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、市長の政治姿勢として、入札につきましてお伺いいたします。

本年6月1日には入札契約制度の改正が行われました。まずは、その経緯につきましてお伺いをいたします。

次に、本市における南国市制限つき一般競争入札実施基準によれば、予定価格が1億5,000万円未満のものは、南国市内に本店を有する者を対象業者として入札するという原則としていると思っておりますが、その理由につきましてもお伺いいたします。

当然、市内業者を守り、地域の産業振興に努めるということだとは思いますが、ほかにも理由があるのか、改めてお伺いをいたします。

3点目に、災害復旧時における業者の選定につきましてお伺いいたします。南国市制限つき一般競争入札実施要綱第2条におきましては、一般競争入札の対象とする建設工事等は、原則土木一式工事について予定価格130万円を超えるものとする。ただし、一般競争入札に付することが適当と認められる建設工事等についてもこの規定を適用することができるとしています。その上で2項におきまして、前項の規定に定める土木一式工事であっても、災害復旧など緊急を要する工事や特殊専門的で対象が限定される工事、その他南国市契約等審議会が一般競争入札に付することが適当でないとした工事、この3点においては第2条の規定を適用しないこ

とができる旨を示されております。

この1点目の災害復旧など緊急を要する工事の場合についてお伺いいたします。一口に災害時といいましても、災害時の南国市がどのようになっているのかは想定し切れません。その災害規模によりましては、道路などの復旧工事におきまして南国市内業者が対応し切れないこともあるやもしれません。また、県内という枠で考えましても、同じことが生じるのではないかと推定いたします。

この要綱に基づけば、随契で発注することはできるのでしょうかけれども、その時点であっても南国市内業者を原則とするのかどうかお伺いいたします。

また、市内業者や県内業者が対応し切れない場合でも、日ごろから南国市内業者を原則としていることは周知されているわけですので、県外の業者が、それならうちがやりましょと進んで声をかけることができない状況がそこにはあると思います。一刻も早く道路が使えるようにしてやりたいなと思ってくださる業者さんであっても、お声がかかるとを待つしかないということになるのではないのでしょうか。

そこで、全国的な組織形態を持ち、県内に支店などがある業者さんとは、災害時における何らかの協定を結ぶということをしておくべきではないかということをご提案させていただきます。南国市の御所見をお伺いいたします。

入札についての4点目は、一般廃棄物処理事業委託の入札につきましてお尋ねいたします。

市内業者さんにそれぞれパッカー車などの設備投資をしていただいたことなどもありまして、各社の採算が合うようにとの配慮であったかと思いますが、以前は随契で委託されておりました。それがある時点から南国市以外の業者さんが随契で仕事をされるようになり、そのあたりから入札形式になったと記憶をいたしております。入札形式に切りかえた時点で入札に参加された市外業者さんは、随契でお願いしたことのある会社だけでしたので、どうしてなのかと当時お聞きいたしますと、その当時の環境課長さんは、市内外を問わず入札のお知らせをしたところ、市外で応じてきたのはその1社だけでしたとのことをございました。自来、市外業者はその1社だけのようですので、今またお尋ねしてみましたら、現在は南国市から10キロメートル範囲内と限定して入札しているとのことをございます。

土木一式工事の場合は、原則市内業者というふうになっておりますが、一般廃棄物処理におきましては、10キロメートル範囲内としているのは、それなりの理由があるのでしょうか、お伺いをいたします。

例えば特殊専門性があつたりするということであれば、それはやむを得ないところです。そ

うということなののでしょうか。市外業者の入札を受け入れることがよいとか悪いとかいうことではございませんが、ここ数年の入札状況を見ておりますと、これまで頑張ってくださった市内業者さんの仕事が大変に圧迫され、廃業寸前と言っては失礼ですが、疲弊状況にあるのではないかと心配をいたしております。この現状に対する市長の御認識をお伺いいたします。

ひところ国の政策がコンクリートから人へと大きくかじを切られたことがございました。そのせいだけではないでしょうけれども、デフレとも相まって多くの土木建築の事業者、会社がたくさん倒産したことがございました。いざ災害となり、復旧作業をすべきときに土木用の機械がない、人が足りない、そんな声がございました。

同じように、災害時廃棄物の処理業者の存在は、1社でもなくしてはいけないと思うところでございます。実際そのときはそんなことで足りるものではございませんが、それでもいただいたほうがよいのに決まっております。

それに加えて、地方創生の課題において、企業を育てなくてはならないときでもございます。市内の処理業者、そんなに数多いわけではございません。それらのことを踏まえまして南国市の廃棄物処理業者に対する南国市のあり方が問われているように思います。入札のあり方を考えていくのか、入札形式が現状のままであったとしましても、小さいところが仕事を請け負うことができる何らかの配慮、工夫が必要なのではないのでしょうか。市長の御所見をお聞かせ願いたいと思います。

通告の2点目は、会計についてお伺いいたします。

南国市会計管理者の補助組織の設置等に関する規則を見ますと、第2条には会計管理者の事務分掌の中に、公有財産または基金に属するものを含む有価証券の出納及び保管に関することということがございます。南国市では有価証券などの運用をなされているのでしょうか、現状をお聞かせください。

また、金融機関などに関しましては、何らかの預金もあると思いますが、これは入札形式とかをとって行っているのでしょうか。現在日銀の金利がマイナスとなっています折から、金融機関の定期預金も通常は金利がないに等しい状況にあると思いますが、定期の現状について、お構いなければ会計課長より御説明をいただきたいと思います。

通告の3番目といたしまして、まちづくりにつきましてお伺いいたします。

せんだって第4次南国市総合計画をいただきましたので、あらあら拝見いたしました。それに基づきまして何点か質問させていただきます。

総合計画には市民アンケート調査を実施した結果が掲載されております。そして、市民の皆

様の満足度が2番目に低いのが市街地の整備ということです。そのことに対しまして、南国市は市街地における住環境整備への不満があると考えられると記載しています。雇用対策と勤労者福祉の充実というのが一番低い満足度であったこととあわせて考えてみたとき、住環境整備への不満という捉え方は少し違うのではないかと感じたところでございます。

南国市は市街地の整備という市民の思いをどう捉えたのか。その上で住環境整備とはどういう整備を考えておられるのかお尋ねいたします。それをお伺いいたしまして、南国市の考え方への私の認識を整理させていただきたいと思ひまして、まずお聞きいたします。

市民の皆様のお声に基づきながら南国市の将来像が描かれているわけですが、土地利用の基本方針の中にも、中心市街地においてはにぎわいとうるおいのある住環境の整備を行いますとございます。そして、施策の大綱、産業・交流のまちにも、中心市街地の整備などとあわせて経営の安定と向上を図りますと書かれています。具体的な施策といたしましてどのようなことに取り組んでいくのでしょうか、お答え願います。

中心市街地といえば、我々は当然のこのように後免町を中心として考えておりますが、もし違うところを想定しておられるのであればお示してください。

それで、これまでどおり後免町周辺を中心市街地と捉えた上で話を進めさせていただきますが、中心市街地活性化推進協議会というのがあると思うんですが、現在どのようなことが検討されているのか、また推進協議会として将来像をどう見据えておられるのかをお聞かせ願います。

市長が懸命に進めておられます都市計画道路のJR駅前線です。駅前広場につきましては、バスの乗り入れなどの設計もできていると聞いていますが、商業機能の集積誘導等により人の集まるにぎわいある市街地環境の再生を目指しますという基本計画は、現在の駅前線の周辺整備の中で実際に実現可能でしょうか。この駅前線につきましては、財政確保の上からコンパクトシティーの形成を推進するということですので、産業建設常任委員会は福岡県宗像市に行政視察をさせていただきました。整備されたJR赤間駅を視察させていただきましたが、ロータリーもできていましたし、同時に区画整理も行われておりまして、駅周辺が以前よりにぎわったと伺いました。都市整備課長も同行されておられましたので、課長の立場での御感想も思っておりますが、先ほど土居議員さんから投げかけられ、お答えになりましたので、まだお話があるようであればお聞かせを願いたいと思ひます。

それで、後免町のことですが、この裏通りが災害におきましても危険箇所ではないかと思っております。救急車が入れないようなところもございます。区画整理が必要なことは誰もが感

じていますが、南国市の財政状況では手が回らないという現実であろうと思います。

しかし、少し客観視してみれば、今駅前線という街路事業とともに、少しでも区画整理を行ったほうが結論的には財政的にも、防災の上でも、にぎわいのあるまちづくりの上からも効率的ではないかと思うところですが、これに関しましてはどのような御所見をお持ちでしょうか。

南国市のまちづくりは、これまで何度も促してまいりましたが、どうも全体的な構想に欠けているような気がいたします。国の予算があれば何でも取り入れ、次々と点、点とした事業が取り組まれてきたという感がいたします。この点が集まり線となり、面となっていくという考え方もあるかもしれませんが、後で考えてみれば無駄になるかもしれない事業や取り組みがおくられて後手後手になり、かえって余分な経費を必要としなければならなくなったというような反省点もこれまでの南国市にはあるように思います。まちづくりにつきましては、少子化対策や若者の定住、文化の薫る町も含めてハード面、ソフト面あわせてこの際本当に目指したい設計をするべきだと考えます。その上で必要な事業をする、必要のないことに労力やお金はかけない、必要な財源確保などのためには知恵を使い、工夫する。現在行っていますコンパクトシティーの推進がまさにその機会であると思います。

都市機能の立地誘導、公共交通の充実、景観形成、緑化推進の取り組みなどについて重点的に支援を行うということですから、適正な計画ができるチャンスではないでしょうか、御所見をお伺いをいたします。

市街地住環境の整備の中で、市営住宅に関しまして、既存の市営住宅の計画的な大規模改修について検討する旨記載されておりますが、これには比較的大きな財源が必要とされます。

市営住宅に対する考え方といたしまして、民間の借家などを南国市が借り上げて市営住宅として提供すれば、住宅の修繕費などは必要でなくなりますから、そのほうが経済的であり、民間の貸し主にとっても喜ばれるのではないかという御意見も耳にいたします。このことにつきまして、南国市として検討されたことがあるのかどうか、御所見とともにお聞かせを願います。

さらに、第4次南国市総合計画には、都市計画決定されている南国中央公園については、市民の意向と新しいまちづくりの方向性を総合的に勘案しながら整備方針を明確にし、計画的に整備を進めていきますと記載されておりますが、この総合計画は平成28年度から37年度までの10年間の計画だと認識いたしておりますので、この10年のうちに計画的に整備が進んでいくと受けとめることができますが、それでよろしいですか。

最後に、街路樹につきましてお伺いいたします。

これまで何度かこれに関する質問をさせていただきましたが、どうも受けとめていただけて

いないと感じていますので、角度を変えてお尋ねいたします。

1つ目に、現在南国市にある街路樹は何本ありますか。

2つ目に、この維持管理費は年間どれくらい必要としているのかお伺いいたします。

3つ目に、これらの街路樹は場所によっては必要ではないと感じるところもございますが、街路樹の現状をお聞かせ願います。古くなって汚く見えるだけの街路樹は、周辺に何の癒やしも美しい景観も与えておりませんので、その場合は取り除いたほうがよいのではないかと思います。

また、場所によっては低木のものでよいのではないかと思います。町なかには風に揺れる美しい緑があれば心地よさもあり、空気も浄化されます。田畑の周辺には街路樹は要りません。これら街路樹の現状をしっかりと認識した上で精査し、緑が美しいと感じる町並みへとさせていただきたいと思うところでございます。南国市の御認識、御所見をお聞かせ願います。

以上で1問を終わります。御答弁よろしく願いをいたします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 橋詰壽人君登壇〕

○市長（橋詰壽人君） 浜田和子議員さんの入札についての質問にお答えいたします。

本市の入札制度は、公共工事に対する市民の信頼の確保とこれを請け負う建設業者の健全な発達を図ることを目的として行っております。このため、国の法改正や県の入札制度改正が行われますと、本市の入札制度もあわせて改正を行うこととしております。

今回の改正も公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正にあわせるほか、昨今の厳しい建設業界の現状を踏まえまして、本市の入札状況を加味しての改正を行うものでございます。

また、入札におきましては、公正と厳正な競争性を確保した上で、市の政策として市内業者の健全育成と産業振興を図るため、市内業者ができるだけ入札に参加できますよう運用を行っておるところでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたします。

○議長（西岡照夫君） 財政課長。

〔財政課長 渡部 靖君登壇〕

○財政課長（渡部 靖君） 浜田和子議員さんの入札について、6月からの制度改正、市内業者優先の理由、大規模災害時の県外業者からの支援についての質問にお答えをいたします。

まず、6月からの競争入札制度の変更につきましては、見積能力のない不良不適格業者の参入排除を目的とした公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が平成27年度に改正されたことに伴い、おくれさせながら市の運用基準を定めましたので、入札時に工事費内訳書の提出の義務づけを行うことといたしました。また、一般競争入札において落札予定者を第1位から第3位まで決定していたものを、実質的に必要な落札予定者1社のみ決定することとしたほか、最低制限価格算出につきまして、中央省官庁等の公共工事発注部局で構成する中央公共工事契約制度運用連絡協議会、通称中央公契連と言いますけれども、このモデル改正を受け、算定方法の見直しを行い、最低制限価格の引き上げも行うことといたしました。あわせて前払い金の請求金額をこれまでの10万円単位から1,000円単位までの請求を可能とするようにしております。

入札契約制度にかかわる法等の改正、昨今の厳しい建設業界の現状、入札制度を取り巻く環境の変化に対応した制度の見直しを今回6月から行ったものでございます。

続きまして、入札における市内業者の取り扱いにつきましてですが、浜田議員さんがおっしゃられましたように、土木一式工事につきましては、制限つき一般競争入札を実施しており、市内業者数が一定確保されていることで競争性が保たれることから、予定価格1億5,000万円未満のものにつきましては、原則として南国市内に本店を有する者としております。

土木一式工事以外の工事及び委託業務等につきましては、指名競争入札を行っており、入札参加者を指名しようとするときは、南国市指名基準により業種別・等級別発注標準に基づき、必要な数の業者選定を行っております。

いずれにしましても、市長の申しましたように、市内業者が優先的に参加できるよう選定を行っていますが、工事委託業務等の規模や内容により市内業者のみでは発注標準の業者数が不足する場合におきましては、市外、県外業者を交えての入札を実施しております。ちなみに最も指名業者数が少ないものは、委託業務200万円未満の5社以上となります。

入札は原則として公平かつ公正に競争を行うものであり、指名基準におきましても、市内業者の優先を明示しているわけではございません。あくまでも競争性の確保を前提とした上で、本市が政策的に市内業者の育成と産業振興を図るため、一般競争入札の制限及び指名競争入札における市内業者の優先選定を行っていることを御理解いただきたいと思います。

次に、御紹介いただきました大規模災害時の県外業者からの支援につきましては、大変ありがたいお話をいただいたと思っております。

災害時への対応等、地元業者の力は非常に大きなものでございますが、大規模災害で市内の

被害が甚大になりますと、早期復旧に向けて市内業者のみでは支障を来すことも想定されます。このような際に県外業者からの支援という声はとても心強く感じます。南国市の一般競争入札実施要綱におきましても、災害復旧など緊急を要する工事は規定を適用しないとしており、随意契約も可能と考えております。

こうした支援の声をどのように生かしていくことができるのか、業者もしくは地域の建設業協会等としての登録といったようなことも考えられますが、このようなことにつきまして財政課だけではなく、関係各課ともに検討していきたいと考えておりますので、今後ともこのような情報を御提供いただくとともに、御紹介等いただければ幸いです。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 環境課長。

〔環境課長 島崎 哲君登壇〕

○環境課長（島崎 哲君） 浜田和子議員の御質問にお答えいたします。

御質問の一般廃棄物収集運搬業務につきましては、契約の方法など毎年契約等審議会へ諮り、所定の手続を経て適切に契約を行っております。

市内業者の育成は、将来に予想される南海トラフ地震による被災の折には、本市の復旧復興にもつながる大変重要な課題であると認識しておりますし、その市内業者のいずれかと市の業務が契約できていないことはまことに残念であります。

一般廃棄物収集運搬業務の委託業者は、見積競争によって決定しておりますが、競争性を保つため、公告により市内に限らず見積競争に参加していただく業者を募っております。参加資格要件としまして、市内業者及び10キロメートル範囲内の者としておりますのは、そういった競争性の確保のほか、南国市全域の収集運搬業務を当日中に完了することが可能と判断するための基準として設定しているものであります。

廃棄物の処理に限らず、市の業務委託に当たりましては、経済性も市内業者の育成もどちらも重要な課題と認識しております。環境課としましては、当該業務の契約などについて再度庁内で協議し、見積競争の方法について考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 会計課長。

〔会計管理者兼参事兼会計課長 橋田裕子君登壇〕

○会計管理者兼参事兼会計課長（橋田裕子君） 会計についての御質問にお答えいたします。

公金の資金管理、運用につきましては、南国市資金管理並びに運用基準に基づき行っており

ます。現在定期預金で運用しております、国債や地方債といった債券を購入する有価証券での運用は行っておりません。

運用先につきましては、市内の指定金融機関などに余裕資金の金額と期間を通知の上、利率見積もり合わせにより照合しまして預金先を決定しております。

日銀は平成28年1月29日に日本で初めてマイナス金利付量的・質的金融緩和の導入を決定し、2月16日から導入をしております。現在国債の市場では、長期金利の代表的な指標となっております満期までの期間が10年の国債の利回りはマイナスの状態となっております。

本市の定期預金の利率は、一例を挙げますと、4月預け入れで昨年0.41%が本年は0.18%に、6月預け入れでは昨年0.271%が本年は0.06%にと低下をしております。預金利子につきましては、昨年度と比べ本年度は減収となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 企画課長。

〔企画課長 松木和哉君登壇〕

○企画課長（松木和哉君） 浜田和子議員さんからのまちづくりについての御質問にお答えします。

まず、総合計画策定時の市民アンケート調査で市街地の整備の項目が市民の満足度で下から2番目に低かったことに対する市の捉え方についての御質問でございますが、この市民アンケートにおける市民からの満足度調査につきましては、選択項目として、平成27年度までの計画、第3次総合計画の基本計画の施策項目を使用しております。この第3次総合計画における基本計画、市街地の整備では、都市計画道路事業の推進や土地区画整理事業等の推進など住環境の整備にかかわる内容を盛り込んでいることから、このアンケートで市民から2番目に満足度の低かった市街地の整備につきましては、市街地における住環境整備への不満があるとの分析を行ったものであります。

ここで言う住環境整備とはどういう整備を考えているかという御質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、都市計画道路の整備や区画整理事業の推進など、市街地の道路整備や面的整備を住環境の整備として捉えております。

第4次総合計画では、基本計画の施策、市街地・住環境の整備として整理をさせていただいております。広い意味では、この中には上下水道の整備や公園緑地の整備などもこの住環境の整備に含まれるものと考えております。

総合計画の土地利用方針に記載しております中心市街地においては、にぎわいとるおいの

ある住環境の整備を行いますという記載について、具体的な施策はということでございますが、これにつきましては、都市計画道路南国駅前線整備事業やこれと並行しましたJR後免駅前広場の整備、商業機能の集積誘導、また創業・起業の支援などが具体的な施策と考えております。また、施策大綱の中の産業・交流のまちの中にあります中心市街地の整備等とあわせて経営の安定と向上を図ります。これについての具体的な施策ということでございますが、総合計画の基本計画の施策、商業の振興の部分に整理をさせていただいておりますけれども、創業・起業への支援や特産品開発や販路拡大への支援、伝統産業継承などへの支援などによりまして企業や事業所の経営と安定を図るものであります。

また、最後に中心市街地とはどこの地域を想定しているかという御質問でございますが、大まかに言いますとJR後免駅、後免町駅、市役所を結んだトライアングルゾーンが中心市街地として捉えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 都市整備課長。

〔都市整備課長 若枝 実君登壇〕

○都市整備課長（若枝 実君） 浜田和子議員のまちづくりについての御質問にお答えをいたします。

JR赤間駅を視察しての課長としての感想でございますが、整備前のJR赤間駅北口は、駅前広場が未整備で、狭い道路も多く、老朽化した低層の木造が密集するなど、交通結節機能や防災上の課題もあったようですが、土地区画整理事業で整備した現地を見てみますと、駅前広場にはロータリーと駐車場を設け、駅前広場の隣に公園を配置し、駅前広場の駐車場と一体でイベントが行えるようにするなど、大変工夫されているものが見受けられました。市の中心拠点として整備された赤間駅前は、市の顔として再生が図られたと感じられました。

JR後免駅周辺も整備前の赤間駅北口と同じような状況であることから、今後、後免駅前広場を含めた整備を進めていく上で大変参考となるもので、少しでもこの貴重な体験を業務に生かし、後免駅前周辺の人々の集まるにぎわいのある整備を進めていきたいと思っております。

南国駅前線の整備とともに後免町に区画整理を行ったほうが財政的にも防災上でも効果的ではないかということにつきましては、浜田和子議員の言われるとおり、後免町は住居が密集しており、救急車が入れないようなところもあり、防災上危険な箇所があると認識しております。この問題を解決し、良好な住環境の形成を図る手法として、やはり真っ先に考えられるのが区画整理事業であろうかと思われまます。また、別の手法といたしまして密集住宅市街地整備事業

も考えられます。しかし、いずれにいたしましても財政的負担が大きいことから、今後十分に検討してまいりたいと考えております。

南国市のまちづくりについては、全体的に構想が欠けていたかと思えます。今年度と来年度の2年にかけておおむね20年後の都市の姿を展望し、居住や都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりを目指す立地適正化計画を作成する予定でございますので、この機会をチャンスと捉え、本当に目指すまちづくりとは何なのかを十分検討を重ね考えた上で計画策定してまいりたいと考えております。

次に、民間の借家などを南国市へ借り上げて市営住宅として提供することを検討したことがあるかという御質問についてでございますが、今年度白木谷地区において、借家ではなく空き家を3戸市が借り上げて、市が修繕後、移住希望者へ貸し出す事業を行う予定でございます。この事業では、国、県合わせて4分の3の補助があり、仮に修繕費に900万円かかったとしても市の負担は900万円の4分の1の225万円となります。10年間の定期借家ですので、単純に市の負担額225万円を10年間でペイすると考えますと、1カ月当たり1万8,750円となり、入居者に低額な家賃で貸すことが可能であると考えております。

浜田和子議員御提案の借家を市が借り上げて市営住宅として提供することについては、これまで検討したことはございません。この案はよい施策であると思えますが、市中心部の民間賃貸物件が多い地区では、市の借り上げた住宅を安い賃料で提供するとなると、市が借り上げない借家の貸し主への圧迫につながる可能性もあるのではないかと考えられますので、慎重に検討する必要があると考えております。

南国中央公園の整備につきましては、都市計画道路南国駅前線の整備にあわせて実施したいと考えておまして、都市計画道路高知南国線の交差点より国道55号までの区間の早期整備につきましては、高知県議会産業振興土木委員会にも毎年要望書を提出し、高知県による施行をお願いしているところでございます。近年の街路事業に対する国の予算の配分が減少している状況を考えますと、この10年以内に計画的に整備が進められるかどうかわかりませんが、できるだけ早い整備を目指したいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 商工観光課長。

〔商工観光課長 長野洋高君登壇〕

○商工観光課長（長野洋高君） 浜田和子議員さんのまちづくりに関する質問のうち、中心市街地活性化推進協議会に関する部分について回答させていただきます。

海洋堂ファクトリーの誘致、整備と連携・連動した中心市街地及びその周辺地域の活性化の推進を目的に、昨年度中心市街地活性化推進協議会が設立されました。この協議会では、8回のワーキングを経てごめんまち将来像プランを作成しました。このプランでは、ものづくりをきっかけにした人材の確保・育成、地域の資源を活用した新たな産業づくり・振興や商業・観光振興を展開していこうとするものづくり、ひとづくり、まちづくりを基本方針として中心市街地の活性化に向けた活動を行っていくことを決めました。

中心市街地活性化協議会では、将来像プランの実現に向けた足がかりとするため、本年度地域の機運や関心を高めるための取り組みとして、海洋堂に協力をいただき、地域の小学校や高校と連携した造形作品の制作、高齢者向けの造形教室などを実施、制作した作品の展示会を行う中心市街地「街なか」海洋堂ミュージアム事業の実施を予定しています。また、地域を発信するための事業の充実のため、これまでのハガキでごめんなさいコンクールとあわせてメールで作品の募集をするとともに、過去の入賞作品を映像化しライトアップイベントで紹介するメールでもごめんなさい事業を計画しております。

市としましても、今後とも中心市街地活性化推進協議会、商工会を初め、関係団体等と連携をし、中心市街地の活性化に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 建設課長。

〔建設課長 松下和仁君登壇〕

○建設課長（松下和仁君） 浜田和子議員さんの街路樹の御質問にお答えいたします。

南国市の街路樹の本数と年間の維持管理費についてであります。本数は中木、高木合わせて818本になります。そして、年間の維持管理費用でございますが、約920万円でございます。

南国市が維持管理している街路樹は、市街化区域内及び市街化区域隣接にあり、景観、環境、交通安全の向上につながっていると考えます。例えば十市パークタウンでは、緑のある町並みを求めて家を購入された方も多数いると考えますので、今後も引き続き維持管理を行っていきたいと考えます。南国自動車学校前の市道及び東工業西側の市道では、車と歩行者の分離や並木効果による視線誘導などの交通安全の向上につながっております。

しかしながら、街路樹を植えてから長い時間が経過したことで歩道の舗装を傷めたり、交差点において見通しが悪くなった場所があります。そうした場合は、剪定の頻度をふやしたり、間引きをすることで対応していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 16番浜田和子さん。

○16番（浜田和子君） 御丁寧に御答弁いただきましてありがとうございます。

初めに、入札のことなんですけれども。一般競争入札、土木関係のほうでは市内業者が優先であるのに、一般廃棄物の場合は10キロメートル範囲内にしなければならなかった理由というのが本当は聞きたかったんですけれども。それが言われてなかったということと、それと市長に私は一般廃棄物処理事業委託の入札において、現状に対する御認識と市長の御所見とわざわざお伺いいたしましたけれども、お答えがございませんでしたので、あえて2問目でもう一度そのことを市長に御答弁をお願いをしたいと思うところでございます。

環境課長のほうからは、この見積競争に対して今後方法を考えていきたいという答えはありましたけれども、どう考えていきたいかということがなかったですよ。考えていきたい。進むかなそれでというふうに。市民、市内業者を守るという観点はどうなのかというふうに今度は聞いてみたくになりますね、そういうことになると。人間は日々食べていかんといかんわけですから、そのうちに2年、3年という時間かけたらそれはもう終わってます、そこは。手早い対応が望まれるんじゃないですか、今そのことに対して。それとも、公正で厳正な競争性、市内業者の健全育成を図るという入札の今市長もお答えになったんですけれども、そういう観点からいった場合に、これでいいんだというふうなことなんですかね。何となくここが心配です。市内のせっかくある業者で長い間やってきてくださった方に対して余りにも冷たいかなと。方法があるんじゃないですか、もっと具体的に何かやっていく。そうじゃなかったらもう市内業者だけでやるとかいうふうに決めんといかんになりますよ。そうじゃなくて、今のままでやるやったらやるで工夫をせんといかん。だから、市長はそれをどういうふうに認識していらっしゃるのか。市長が善処していく気持ちがあるというお返事いただけたら、課長の答弁それでよかったかなと思いますけど、市長から何の答弁もなく、課長がただ検討して考えてまいりたいという返事だけいただいても、これは前へ進むとは思えませんよね、どう考えてもね。

それで、私はやっぱり市内業者を守っていくという南国市の姿勢というものがあって、ほかの方もともに生きていったらええがですよ。南国の市内業者がわざわざそこからはじき飛ばされて、やらないかんことはないんじゃないですか。初めてそこが入札してくるといふならばわかりますよ。でもそうじゃないんですからね。そここのところはやっぱりもっと考えるべきやないかと私は市民目線ではそういうふうに思います。行政の目線が違うなら、それはそれでそういうことだと思いますけど、もう一回このところ市長と環境課長、よかったらお答えをいただ

きたいと思います。

それから、災害時のときの業者さんとの提携というの、これ前向きに考えていただけるといふことで非常にいいかなというふうに思いますので、またいろいろと考えてください。ぜひ実現して備えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

会計についてでございますけれども、金利が余りにも低い預金ですので、いろんなところでお金が生み出せるんなら頑張っていきたいし、使うにようばんところでは使いたくないというのが私の今回の全体の流れとしての話ではありますけれども、ほかの市も同じようなことでしょうか。運用についてはやっていないかどうかということで、お構いなかったらお答えいただきたいと思います。

それと、まちづくりでございます。さまざまにお答えをいただいて私もわけがわからなくなりますけれども。この総合計画の中で私が見抜かっているのかしれませんけれども、例えば南国中央公園をここに書いてある10年の計画であるにもかかわらずここにはのせた。じゃ区画整理についてはしっかりとした考えをやったかどうか、これ書かれてましたかね、ちょっと私が見抜かっているんかもしれませんけれども。やっぱり10年以上のスパンでも南国中央公園を考えるとこののであれば、区画整理もこれ必要やないですか。だから、全体像に立って将来どうするのかということの、そういう絵があった上でこの10年間どうするのかということが感じられるということではないといかんと思うがですね。

この総合計画については、ちょっとお聞きしたんですけど、きのうも前田議員さんもちょっと触れられたと思うんですけど、美しい文章だったかきれいな文章だったかわかりませんが、まとまって書いて、私もきれいに書かれてるなと思いましたけれども。外部に発注して委託してつくったものですかと聞いたら、そうではなくて、前企画課長が懸命に取り組んでつくられた総合計画で、その審議会と一緒に話し合いしながら、策定委員会と話し合いをしながら一生懸命つくられたということで、随分とお骨折りいただいて頑張られたなと思いますけれども。私はちょっと外部委託したのですかと聞いたその私の真意は何かというと、この中から南国市がまちづくりに対する本気度を感じなかったということです。だから、外部の手なれた方がつくられたものかなと思ったわけです。ということが、これは今までだんだんの方がこれに触れられて質問をされた方も同じような気持ちを持たれたなということも感じながら、ちょっと皆さんの質問も聞いたところございましたけれども。本当に一つ一つのことを目標としては出したと、こればあのことはしちよかんといかんろうというふうに感じました。だから、これを必ず実行していくんだというような本気度を感じなかったというのが正直なところでは。

市長は、駅前線とか街路事業で懸命にこの南国市を何とか活性化しようと頑張ってるわけです。財源もどうしようかと本当に大変な中、コンパクトシティでやろうと思ってる中で、支えている副市長以下の課長さんが、もっと市長に対してさまざまな思いをぶつけて、みんなの意見をまとめて総合的に。今商工観光課長もお答えいただいた市街化活性化の協議会のお話もされましたけれども、そこだけで考えてるということではなくて、全体像を把握した上でそこを頑張るといことがないと、そこだけで頑張る、こっちで頑張るとい、点、点でやるというのはどうかなと思うわけです。

どうしてもだから、皆さんで介護の高齢者の方の問題はこの町の中でどうなるのか、若者が定住する中でこの町の中どういうふうにするのか、文化は文化ホールはこの中にあったほうがいいのかないのか、そんなことも全部。きのう前田議員もファシリティのこと学校のことに關してそれをおっしゃったけれど、まちづくりからいっても同じことが言えるんじゃないですか。全体を考えて本当に要らないところをのけて、要るところはもっとここじゃないか。区画整理なんか絶対要りますよ。お金がないからじゃあ先延ばしでということでも済む問題でもないんじゃないかと思うんですね。

それから、道路を今やるために財源がないからどうするか懸命に財源を探してやってるわけです。じゃ区画整理のためには懸命に考えることありました、初めから諦めてるんじゃないですか。そういうこともじゃ今はできなかつたら、そしたらいつできるのかということまでみんな考えて本気度をこの総合計画に感じられるものやないと。企画課長が一生懸命考えて皆さんと話し合いをしたけど、ここまではしなきゃならないというものを書いたということが私が感じたということだけではなかつたなということも私も認識しましたので、あえてそのことを言いたいと思ったわけです。

それと、いっぱい言うたらあれですから、もうこの辺にしときますけれども、街路樹のことですが、維持管理費が920万円ぐらいしか要ってないですかね、街路樹。もうちょっと要つてると私は思いましたけれども、1,500万円ぐらいは要ってるんかなと思いましたが、これぐらいでしたかね。

歩道の街路樹に関しましても、広い歩道はいいですよ。狭い歩道、交通安全にもなつてると、逆やないかというふうにもするんですよ。ほんで、今、自転車の事故のこと大変クローズアップされまして、車道を自転車が走るようにということでしたけれども、この南国市においては歩道をとるふうになつてるわけです。そういうところに狭い歩道に腐りかけたような街路樹が立ってて、その狭い歩道がまだ半分になつててそこを自転車と人が走るなんていうこ

とは考えられないわけですから、そんなところはのけたらええわけですよ、言うたらね。だから、そこをのけるかのけないか私が言うんじゃないで、建設課のほうでもっときっちり精査して、一人で考えるんじゃないで、それもみんなの意見としてここはどうかということの1回精査、調査してやるべきやないかということを私は提案したわけです。それとともに、これが少しでも維持管理費が少なくなるということも考えられるんじゃないかな。そしたら道路の補修にも100万円でも回せるかもしれませんよね。そういうことも加味して効率的に本当に南国市のためにどうすることがいいのかということも本当に、本気度を感じさせていただきたいと思います。そうしたら市長ももっと笑顔で頑張れるんじゃないかというふうに思います。

幾つか質問しましたが、2問目よろしくお願いたします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。市長。

○市長（橋詰壽人君） 御答弁申し上げます。

浜田議員さんおっしゃられた、その別に揚げ足をとるつもりはございませんけれども、地元業者がはじき飛ばされちゃうと、まあ言うたら、いうことでなくてですね。これは建設工事の場合は、例えば金額が一番小さい基準でいきましても1,000万円未満の場合は6社以上の業者を指名すると、こういう指名基準になっておるわけです。それが委託料の場合は、一番小さい金額200万円未満でも5社以上指名するとなっております。ところが、南国市内の業者ではそれはそろわんです。ですから、そういうことで、ただいま環境課長が基準を言いましたけれども、10キロですか、そういうところは収集なんかの距離なんかのことも勘案してのわざわざそういうことで、近隣ということですよ。そういうことでやっておると。それで、ずっとやってきたのが入札ということじゃなくて、指名競争ということで随意契約をやってきたわけでございます。

浜田議員さん少しおっしゃられて、私ちょっと気になったんですけど、競争見積もりをしておってまた随契にということは1社ということだと思いますが。そうではないですか、じゃその話はやめましょう。

私はもしかして1社だけしかやってない業種があります。それは水銀を扱っておる業者さんですが、一番これ古い業者さんでございまして、その業者さんがいたために南国市が大変廃棄物処理行政の中では救われておると言っても過言ではないと思うんですが、今日まで至っておるわけでございますので。

決して市内業者を排除するとかいうことは一度もございません。いつもこの指名の輪の中にはまず市内業者、足りない場合は県内、近隣とかして、まだそれでも特殊な工事でやれない場

合は、県外とかいうことでやってきております。そのことをまず御答弁申し上げておきます。

それと、ただいま浜田議員さん、まちづくりのことで非常に今後のまちづくりについて区画整理ということを心配されておりますけれども。私の思いは、今回街路事業で高知南国線、これの東西の道で、このまま行っておると莫大なかなりの金も投入しましたので、これ以上ちょっとしんどいと思ひまして。ただいまL字型の交差点のところから55号線もまだやらないかんし、まだ東へも行かないかんという問題がありますので、私は思い切って県のほうにお話に行って、何とか、南国市もかなり汗をかいたが、東工業から西をやってくれないかということをお願いしたんですが、それで、やりましょうと。ただし、あの道については区画整理事業を少なくてもいいから、5ヘクタールでもいいから導入してくださいということで、それは引き受けましたと。

私、それは南国市ができて50年ですか、たつ中で、一度も区画整理の経験がないんです。将来のことを考えたら、まさしく浜田議員さんおっしゃられておるように、もう見てもおわかりのように、不良住宅とは言いませんけれども、かなり古い、地震が来れば瞬時に壊れやせんかというような心配のするところもたくさんありますし、何せ言われるとおり周辺街路も狭隘です。ですから、先ほどおっしゃられましたように、救急車の問題もありますけれども、何といても地震が来た場合のことを考えたら非常に心配されますので、私はこれを将来にわたっては、この区画整理事業を少しでもいいから、少しずつでもいいから導入して行って新たなまちづくりをしていく、その第一歩にしたいと思ってやっておるんです。ですから、確実に職員は育っておるし、いい経験をしておると思っております。

そういうことを描きながらやっていくということでございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（西岡照夫君） 環境課長。

○環境課長（島崎 哲君） 浜田和子議員の2問目でございますが、まずこの見積競争の参加資格について少し誤解があるのかなという点を1つ御説明しますと、10キロメートル範囲内の者だけ、つまり市内業者であつてもそれ以上離れちよつたらだめですよというような感じで理解されているのかなと。市内業者プラス10キロ範囲ということでございますので、お願いします。

それと、市内業者育成はどうかは、私1問目でも答えたところでございますが、重要な課題だと考えております。つまり環境課としましても、何も市内業者さんを排除して市外業者に参加資格を与えておるわけではございませんので、市内業者さんに加えて一、二社、業務によっ

て参加業者も変わってきますが、現在市内の業者さんには全て参加資格を与えた上で入札を行っております。開札事務も適切に行っております。しかし、その結果につきましては、私どもの及ばないところでございますので、何とぞ御理解をいただきたいところでございます。

それと、最後に申し上げました検討の内容ということでございますが、現在収集業務につきまして、可燃物、金属、瓶、雑ごみ、紙、ペットボトル、それとプラスチック容器包装の収集運搬、これらにつきまして、可燃ごみと紙とプラスチック容器包装につきましては、市内をA地区、B地区といったふうに分けてございます。トータルで収集業務で10の業務に分けてございます。それらをもう少し小さく分けてということなども考えておりますが、結局決まったパイを幾ら小さく分けても、実際業者さんのメリットにはならないのかなど、そんなことも考えながら、そういったことも交えて検討していきたいという意味のお答えでしたので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 会計課長。

○会計管理者兼参事兼会計課長（橋田裕子君） 県内では一部の市町村では、国債などの債権を含めた運用をしているとお聞きしております。

○議長（西岡照夫君） 建設課長。

○建設課長（松下和仁君） 浜田和子議員さんの2問目にお答えいたします。

年間の維持管理費でございますが、27年度の実績で私が確認しましたところ、中木、高木の維持管理費用として920万円と把握しております。金額に違いがということでございましたが、低木等の維持管理がこれには入っていないというように思います。少し確認をしますが、低木のほうはこの中に入っておりませんので、きょうお話ししました920万円につきましては、中木、高木の費用でございます。

それと、見た目も悪く腐りかけている街路樹についてですが、いま一度精査をしまして、早い段階で対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 16番浜田和子さん。

○16番（浜田和子君） 済みません、大変ちょっと私も言葉間違ったかもしれないなと思ひながら御答弁聞いておりましたけれども、入札排除という言葉をはよっと使ったらごめんなさい。申しわけありません。

結果的にはじき飛ばされてしまったということですね、その見積競争の中でね。だから、

ここの小さいところですよ、そこがどうしても結果的にそうなる、2社ぐらいは小さいと思うんですよ。そういうふうになってしまいますので、その工夫ですよ、それをぜひお願いできたらということで、具体的にお答えいただけるかなと思ったのがなかった、そういうふうに言いましたけど、ぜひ工夫をしてください。よろしく願いをいたします。

区画整理も本当に大変ですけども、今、都市整備課長が最初の質問のお答えのときに、10年、20年、とにかく立地適正化計画の中に盛り込んで考えていきたいという御答弁がありました。それで市長の思いもお伺いをいたしましたので、そういうことにしっかりと期待をしていきたいと思えます。本当に難しい課題だと思えますけれども、南国市にとっては本当に市民にとっても一番今必要かなというふうにも思えますし、時期が先より今のほうがいいがなという、そういう切実な思いもあって、そういうふうに言わせていただきましたけれども。ぜひ善処を考えていただけたらと思えますので、どうぞよろしく願いをいたします。

街路樹のほうもどうぞよろしく願います。

以上で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

—————*—————

○議長（西岡照夫君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明17日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時28分 延会